

平成25年9月宮崎県定例県議会  
文教警察企業常任委員会会議録  
平成25年9月19日～20日・24日

場 所 第3委員会室



平成25年 9 月 19 日 (木曜日)

午前10時 3 分開会

会議に付託された議案等

○議案

- ・議案第 1 号 平成25年度宮崎県一般会計補正予算 (第 2 号)
- ・議案第 4 号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて (別紙 1)
- ・県が出資している法人等の経営状況について  
公益財団法人宮崎県暴力追放センター  
一般社団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター

○請願第26号 小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願

○請願第27号 学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、学校の耐震化、安全・安心の給食を求める請願

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

- ・少年非行の現況と対策について
- ・供給電量の状況及び漏水への対応状況について
- ・発電所施設見学ツアー (三財発電所) について
- ・宮崎県教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- ・第37回全国高等学校総合文化祭長崎大会の結果について
- ・平成25年度実施の教員採用試験の問題ミスについて
- ・平成25年度全国高等学校総合体育大会の結果について
- ・第95回全国高等学校野球選手権記念大会の結果について

果について

- ・平成25年度全国中学校体育大会の結果について

出席委員 (7 人)

委 員 長	田 口 雄 二
副 委 員 長	二 見 康 之
委 員	福 田 作 弥
委 員	中 村 幸 一
委 員	松 村 悟 郎
委 員	重 松 幸 次 郎
委 員	徳 重 忠 夫

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
警 務 部 長	水 野 良 彦
警 務 部 参 事 官 兼 首 席 監 察 官	黒 木 典 明
生 活 安 全 部 長	深 田 周 作
刑 事 部 長	横 山 登
交 通 部 長	武 田 久 雄
警 備 部 長	山 内 敏
警 務 部 参 事 官 兼 警 務 課 長	柳 田 勇
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 企 画 課 長	内 山 義 和
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 地 域 課 長	松 山 邦 廣
総 務 課 長	片 岡 秀 司
会 計 課 長	草 留 勉
少 年 課 長	河 野 俊 一
交 通 規 制 課 長	永 友 逸 郎
運 転 免 許 課 長	長 友 信 明

企業局

企業局長	濱 砂 公 一
副 局 長	城 野 豊 隆
技 監 (土木担当)	井 上 康 志
技 監 (電気・機械担当)	相 葉 利 晴
総 務 課 長	緒 方 俊
経 営 企 画 監	新 穂 伸 一
工 務 課 長	本 田 博
開 発 企 画 監	喜 田 勝 彦
電 気 課 長	白 々 澤 宗 一
施 設 管 理 課 長	山 下 雄 一
総 合 制 御 課 長	田 村 秀 秋

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	鬼 川 真 治
政 策 調 査 課 主 幹	牧 浩 一

○田口委員長 それでは、ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時5分再開

○田口委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、

本部長の説明を求めます。

○白川警察本部長 おはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、7月10日付で人事異動がございまして、執行部に変更がございましたので、御紹介させていただきます。

警務部長の水野良彦警視正でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

田口委員長を初め、委員の皆様にありましては、平素から警察活動全般にわたりまして、深い御理解と御協力を賜り、深く御礼申し上げるところでございます。

ところで、今週の土曜日、9月21日からは、「秋の交通安全運動」が始まります。本日現在の交通事故の死者数でございますけれども、33名でございます。昨年を上回っているという、依然として大変厳しい状況でございます。

そこで、県警では、交通安全運動として「てげてげ運転追放運動」を初め、各種の交通事故防止対策を強力に進めてまいります所存でございます。

これからも全職員が一丸となって交通事故防止を初め、安全で安心な宮崎を目指し、努力してまいります所存でございますので、委員長を初め、委員の皆様には、今後とも御指導、御鞭撻を承りますようよろしくお願い申し上げます。

○田口委員長 では、本部長、お座りください。

○白川警察本部長 では、失礼します。

さて、本日御審議いただく公安委員会関係の議案及び報告は、3件でございます。

まず、提出議案といたしまして、警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

次に、報告といたしまして、損害賠償額を定めたことについて、それに公益財団法人宮崎県

暴力追放センターの経営状況についての2つで  
ございます。

さらに、その他の報告といたしまして、少年  
非行の現状と対策について報告をさせていただ  
くこととしております。

以上の案件につきまして、それぞれ担当部長  
から説明・報告させますので、御審議のほど何  
とぞよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○田口委員長 本部長の概要説明が終了いたし  
ました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

○水野警務部長 警務部長の水野でございます。  
よろしく願いいたします。済みません。長く  
なりますので、着席させていただきながら説明  
させていただければというふうに思います。失  
礼します。

それでは、議案第4号「警察関係使用料及び  
手数料徴収条例の一部を改正する条例」につい  
て御説明いたします。

今回の条例の一部改正、お手元にご  
資料1のとおりでございまして、指定自動車教  
習所の名称変更に伴う条例の一部改正でござ  
います。

改正の理由は、その資料にご  
資料1のとおりでございまして、宮崎県公安委員会が指定した、道路交  
通法第108条の2第1項第2号に規定する取消処  
分者講習、それから道路交通法第108条の2第1  
項第10号に規定する初心運転者講習を行う自動  
車教習所のうち、(発言する者あり)済みません。  
そちらの資料で申しますと、「平成25年9月定例  
県議会提出議案(議案第1号から第9号)」の13  
ページでございます。よろしいでしょうか。

○田口委員長 はい。

○水野警務部長 済みません。こちらの資料は、  
お手元にご  
資料1のとおりでございまして、宮崎県公安委員会が指定した、道路交  
通法第108条の2第1項第2号に規定する取消処  
分者講習、それから道路交通法第108条の2第1  
項第10号に規定する初心運転者講習を行う自動  
車教習所のうち、(発言する者あり)済みません。  
そちらの資料で申しますと、「平成25年9月定例  
県議会提出議案(議案第1号から第9号)」の13  
ページでございます。よろしいでしょうか。

○田口委員長 はい、あります。

○水野警務部長 わかりました。こちらの資料  
で申しますと、資料1でございまして、めくって  
いただいて、右側資料1、右肩に「資料1」と  
書いてございまして、そちらごらんいただけて  
おりますでしょうか、よろしいでしょうか。

○田口委員長 はい。

○水野警務部長 済みません。申しわけござ  
いまして、資料1、もう一回御説明を改めて申し  
上げますと、条例名の改正は見出しに書いてあ  
るとおりでございまして、条例名が見出しにある  
とおりでございまして、

改正の理由をいま一度申し上げますと、1番、  
改正理由と、資料1に書いてございまして、宮崎県公安委員会が指定した  
2つの講習、取消処分者講習、それから初心運  
転者講習、この2つの講習を行う自動車教習所  
のうち、「梅田学園自動車学校」グループ5校の  
校名、名称の変更がございました。それに伴  
いまして、見出しにございまして、条例の改正の必要  
が生じました。さらに、今後同様の改正時にお  
いて事務の合理化を図るといことも狙いま  
して、今回の改正といことの必要を説明して  
ございまして、

2番でございまして、改正の内容でござ  
いまして、

これまで、条例の別表、条例には別表が  
ございまして、第3と、別表第3といものが  
ございまして、それは資料の先ほど13ページ  
と申し上げました資料の「定例県議会提出議  
案(議案第1号から第9号)」の13ページに  
ございまして、

こちらに別表の3を具体的に改正前後で対  
比した形で記載してございまして、こちら  
のほう

の名称が別表第3中の講習に係る「指定試験機関等」と、下線、アンダーラインが引いてあるところでございますけれども、指定自動車教習所の名称が直接表記されておりました、今回のように指定自動車教習所の名称が変更になった場合には、その都度、この表の一部改正を繰り返してきたという経緯がございました。

したがって、今回の条例改正では、指定自動車教習所の名称の変更、あるいは新規、廃止となった場合には、即時に条例の規定内容が適切なものとなるように一つ一つ校名、自動車教習所の名前を記載することによるそういう表記を廃止いたしまして、例えば「道路交通法第108条の4の規定に基づき公安委員会が指定する者」というような規定に改めるとしたものでございます。

また、この別表第3中には、今申し上げました道交法関係の「指定試験機関」のほかに、パチンコ遊技機の型式試験を行う指定試験機関として「一般財団法人保安通信協会」、これが規定されていたわけでございますけれども、さきの説明と同様に、過去に法人名の変更に伴い改正をした経緯がございましたことから、これにつきましてもあわせて法人名による表記を廃止して、「風営法第20条第5項の規定に基づき国家公安委員会が指定する者」との規定に改めたものでございます。

改正後のものにつきましては、右側の欄に書いてあるとおりでございます。

なお、この条例改正に伴う条例の施行日でございますが、条例の公布日とすることとしております。

済みません。ちょっと混乱した部分でございますけれども、以上でございます。よろしくお願ひします。

○田口委員長 議案に関する執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 では、次に移ります。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○水野警務部長 それでは、「平成25年9月定例県議会提出報告書」の「損害賠償額を定めたことについて」御報告いたします。

資料は、こちらの薄い資料でございます、表題に「県議会提出報告書」と書いてございます。こちらの4ページから5ページにかけてになります、お手元。(発言する者あり)

○田口委員長 よろしいですか、はい。

○水野警務部長 済みません。4ページから5ページにかけて、具体的には4ページの下から3番目から3つと、それから5ページの5件全部でございます。合計8件についての御報告になります。

全て今回の件については、県有車両による交通事故、この欄の事案内容の中にございますとおり、8件全てが県有車両による交通事故でございます。

それでは、順を追って簡単に御説明申し上げます。

まず、4ページの下から3番目でございます。その事案でございますが、これは延岡警察署の警察官が、警ら用無線自動車を国道沿いの空き地に駐車しておきまして、交通違反の取り締まりをしておったわけでございますが、その最中に国道上を進行する違反車両を認めたことから、違反車両を追跡するため、国道に左折しながら進入した直後、パトカーを見て停止した違反車両とは別の相手方の車両でございますが、その

後部にブレーキが間に合わずに追突したという事故でございます。

この事故によりまして、相手方運転者に頸椎捻挫の傷害が発生したため、相手方に対しまして、治療費及び車両修理費用などとして16万8,246円を自賠責保険及び県警が加入する任意保険で損害賠償したものでございます。

これが1つ目の事案でございます。

それから、2つ目の事案、その下の事案でございますが、高鍋警察署の警察官が小型警ら用無線自動車、ミニパトの自動車を運転して交通事故現場に臨場する途中でございました。下り坂の左カーブで、ハンドルの操作を誤ったため、対向車線にはみ出しまして、慌ててハンドルを左に戻したところ、今度は左側の路外に逸脱して、道路のり面に設置していた排水パイプ、これに衝突して損壊させたという事故でございます。

この事故につきましては、当該道路管理者でございます都農町に対して、排水パイプの修理費用といたしまして5万5,000円、この金員を県警が加入する任意保険で損害賠償したものでございます。

これが事案の2つ目でございます。

3つ目の事案、同じく4ページ、これは一番最後の事案でございます。一番下の事案でございますけれども、同じく高鍋警察署の警察官が、警ら用無線自動車を運転して警ら中でございましたが、その最中に左右の見通しの悪い十字路の交差点におきまして、徐行せずに交差点に進入したところ右方から、右肩から一時停止をしなければならなかったんですけども、一時停止を怠った形で交差点内に進入してきた相手方車両がありまして、その車両と衝突したという事故でございます。

この事故につきましては、過失割合が、警察官の過失は20%、相手方運転者の過失は80%でございましたので、相手方に対しまして、その過失割合に応じて車両の修理費用を支払いました。2万3,680円、これを県警が加入する任意保険で損害賠償したものでございます。

これが事案の3つ目でございます。

それから、事案の4つ目は5ページになります。

5ページが一番上の事案ですが、これは生活安全部特別機動警察隊の警察官が、機動隊の庁舎前の通路で大型輸送車を運転しておりまして、その最中に機動隊のグラウンドに駐車するため運転しておったわけでございますけども、右折した際に、右側方の安全確認、右側の安全確認を怠りまして、大型車特有の内輪差がございます。その内輪差を意識しないまま右折してしまったものですから、その通路に駐車しておりまして相手方の車両に接触したという事故でございます。

この事故につきましては、相手方に対して、車両の修理費用として3万4,810円、これを県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

これが4つ目でございます。

それから、事案の5つ目でございます。

その下の5ページの上から2番目の事案ですが、えびの警察署の警察官が、深夜、警ら用無線自動車を運転して警ら中、職務質問をするために相手方車両に停止を求めまして、助手席の警察官が降車をしました。降車をした際、要は助手席にあるシーベルトのとめ金部分がドアを閉める際に、助手席のドアに挟まって、ドアが閉まらなかったということがございました。

したがって、運転席におりました警察官が、

運転席に座ったまま体を伸ばす格好で助手席のドアを閉めようということをしたわけでございます。その際に、誤ってアクセルを踏み込んでしまいまして、車両が発進して相手方車両に追突したという事故でございます。

この事故につきましては、相手方の運転者と同乗者に頸椎捻挫などの傷害が発生したため、相手方に対しまして、その治療費及び車両の修理費用などとして25万2,026円を自賠責保険及び県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

続きまして、6番目の事案でございます。

5ページの3番目の事案でございますが、延岡警察署の警察官が、交番の自動二輪車を運転して警ら中、道路上で停車中の乗用車を認めまして、職務質問をしようとしたところ、同車両が発進して前方の交差点を左折進行ということになりまして、それに追従して、同じく交差点を左折した際に、アクセルとハンドルの操作を誤りまして、赤色信号に伴って停止中の当該職務質問をしようとした車両とはまた別の車両が赤信号に伴って停止しておりまして、その別の車両に、その車両の助手席のドアに二輪車のハンドル部分を接触させてしまったという事故でございます。

この事故につきましては、相手方に対しまして、車両の修理費用として20万円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものでございます。

それから、7番目でございます。

5ページ、4番目の事案でございますが、これは宮崎北警察署の警察官が、捜査用車両を運転して民間の敷地内から市道に左折進行する際に、市道に入って左折しながら進行するというこの際に、左方、左側の安全確認を怠り、同敷地内、民間の敷地でございますが、その敷地

内出口に設置されておりましたブロック塀に気づかず、助手席側ドア下部分をブロック塀に接触させて、ブロック塀を損壊させたという事故でございます。

この事故につきましては、ブロック塀の所有者に対しまして、修理費用として3万6,750円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものでございます。

それから、最後の8番目でございますが、5ページ、5番目の事案は、宮崎南警察署の警察官が、小型警ら用無線自動車を運転して警ら中、交差点で一時停止後発進しようとしたところ、左側、左方の道路から自車の方向、自分の車の方向に進行しようとしている、同じように交差点に入ってこようとしている車両を認めたため、同車両に進路を譲るためにバックをいたしました。一時停止して、交差点に入ろうとして、またバックしたということでございますけれども、その際に、後ろ側の後方の安全確認を怠りまして、自車後方、自分の車の後方で停止をしておりました相手方車両にバックをしながら、衝突してしまったという事故でございます。

この事故につきましては、相手方に対しまして、車両の修理費用として26万円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものでございます。

以上、8件でございます。交通事故の防止につきましては、平素から職員に対する指導教養や実技訓練を実施しているところではございますが、今後とも防止対策を強化して、事故の絶無、これに努めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

**○横山刑事部長** それでは、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づき、県出資法人等の経営状況等について御報告をい

たします。

お手元の「平成25年 9月定例県議会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）」の145ページをお開きください。

この145ページ以下の「公益財団法人宮崎県暴力追放センターの平成24年度の事業報告書」について御説明いたします。

まず、1番の「事業概要」についてであります。

平成24年度は、同センターの目的及び事業の一層の定着を図るとともに、暴力追放のため、広報啓発活動、暴力追放相談活動等を重点とした推進事業の充実を図り、県民総ぐるみによる暴力追放、暴力団排除活動の活発化を図ったところであります。

次に、2の「事業実績」についてであります。

公益財団法人宮崎県暴力追放センターが行う事業には、収益事業はございません。全てが公益事業であり、平成24年度におきましては、145ページから148ページの表のとおり実施しております。

まず、事業名、(1)の「暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業（公益事業の1）」でありますけれども、これにつきましては、4つございまして、①「常勤相談委員や弁護士等による相談・助言事業」、②が「警察や少年指導委員等との会合等参加による少年保護活動事業」、③「会議開催や各事業所等協賛等による暴力団離脱更生促進事業」、④「暴力団事件の訴訟支援見舞金制度等を推進する被害者救済事業」の4つの事業であります。

事業名、(2)の「暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業（公益事業の2）」でありますけれども、これにつきましては、①「安全で安心なまちづくり県民のつどい」の共

同開催や路線バス車内広告等、各種広報媒体活用などの広報啓発事業」、②「民間事業所、地域・職域団体等対象の研修会など民間暴力排除団体等への支援事業」、③「少年指導委員に対する研修事業」、④「銀行や証券会社等の不当要求情報管理機関への援助事業」、⑤「全国及び九州管内研修会等の調査研究・情報収集事業」、⑥「県内13地区における不当要求防止責任者講習等事業」の6つの事業であります。

次に、経営状況等の詳細につきましては、「平成25年度宮崎県出資法人等経営評価報告書」により御説明をしたいと思います。

この冊子の報告書の201ページに「経営評価報告書」がございます。お開きいただきたいと思います。201ページであります。

まず、「概要」についてであります。

宮崎県暴力追放センターは、「財団法人宮崎県暴力追放県民会議」の名称で平成4年の4月1日に設立され、平成19年に「財団法人宮崎県暴力追放センター」に名称変更が行われ、公益法人制度改革に伴い、平成23年4月1日付で現在の「公益財団法人宮崎県暴力追放センター」となったものであります。

総出資額は4億9,500万円でありますけれども、現在の財団の基本財産でありまして、このうち、県の出資額が3億9,500万円、残り1億円は市町村の出資金となっております。

総出資額に対する県の出資比率は、79.8%であります。

次に、「県関与の状況」について御説明いたします。

まず、「人的支援」についてであります。

センターの役員は、合計13人です。中身としましては、理事が10人、監事3名です。平成25年4月1日現在、県職員の役員就

任はございません。

県の退職者として、事務局長を兼務する常勤理事と非常勤理事の各1名が就任をしております。

次の「県の財政支出等」について御説明をいたします。

県からの支出は、「主な県財政支出の内容」の欄に記載された「事業所暴力団等排除責任者講習委託事業」の委託料901万8,000円であり、そのほかの補助金や交付金、負担金等はありません。

「事業所暴力団等排除責任者講習委託事業費」は、さきに述べております公益事業2の一つであります、⑥で示しておりますけれども、不当要求防止責任者講習等事業の事業費用でございます。

この事業は、暴力団対策法の規定に基づいて、公安委員会から委託を受けて実施している事業であります。事業の内容は、県内各種の事業所におきまして指定をされておる暴力団排除責任者に対して、暴力団等反社会的勢力からの不当要求被害を防止するための講習会を行っており、昨年度は県内13地区におきまして25回、817名の受講者がありまして、これに対して講習を行っております。

次に、「実施事業」であります。

これはさきに述べたとおり、公益事業の1として4つの事業、また公益事業の2として6つの事業の10の事業を実施したものであります。

次に、「活動の指標」であります。

暴力追放センターが行っている10の事業は、いずれも暴力追放及び暴力団排除運動のために必要な事業ですありますが、その中でも特に、県民に身近な立場での取り組みが大切でありますことから、この3つ、1つは、相談・助言事

業、不当要求防止責任者講習等事業、広報啓発事業に重きを置いて活動を行っております。

そこで、これらの活動の普及状況・センターの利用状況等の活動の指標として、暴力相談受理件数など3つを掲げているところであります。

まず、過去の実績等をもとに、1つ目の暴力団相談受理件数でありますけれども、平成24年度の目標値を300件としておりましたけれども、実績値は237件で達成度は79%でありました。

2つ目の研修会参加者数でありますけれども、平成24年度の目標値を5,000人としておりましたが、実績値は4,427人で、達成度は88.5%でありました。

3つ目のホームページへのアクセス数でありますけれども、24年度の目標値を5,700件としておりましたが、実績値は4,978件で、達成度は87.3%でありました。

次に、「財務状況」であります。

次のページ、202ページをごらんいただきたいと思います。

財務状況の数字は千円単位の表示で、千円未満は四捨五入しております。

まず、「経常収益」、「経常費用」等の詳細についてでありますけれども、もとに戻りますけれども、「24年度事業報告書」の149ページから152ページまでの「貸借対照表」、「正味財産増減計算書」、「財産目録」を後ほど御参照願いたいと思います。

まず、この表の財務状況のうち、左側の「正味財産増減計算書」の平成24年度の欄をごらんください。

24年度の収入に当たる「経常収益」は2,331万8,000円、支出に当たる「経常費用」は2,298万1,000円で、差し引き「当期経常増減額」は33万7,000円となりまして、経常収益が経常費用を

上回ったということでありませぬ。

経常外収益並びに経常外費用はありませんでしたので、24年度の「当期一般正味財産増減額」は、「当期経常増減額」の33万7,000円となっております。

また、23年度からの繰越金である24年度の「一般正味財産期首残高」が472万3,000円でありましたので、24年度の「一般正味財産期末残高」は、「当期一般正味財産期首残高」に「当期一般正味財産増減額」の33万7,000円を加えまして506万円となります。これが平成25年度の「一般正味財産期首残高」ということでありませぬ。

次の「指定正味財産期首残高」と「同期末残高」は、ともに4億9,500万円を計上しておりますが、これは、申し上げておりますとおり、暴力追放センターの基本財産でありまして、有価証券への投資と定期預金で運用をしております。

次の「正味財産期末残高」の5億6万円は、基本財産である「指定正味財産期末残高」の4億9,500万円に、次年度への繰越金である「一般正味財産期末残高」の506万円を加えた額であります。

次に、右側の「貸借対照表」の24年度の欄をごらんください。

平成24年度の「資産」は、合計5億832万2,000円であります。

資産のうち、「流動資産」は、現金預金531万9,000円であり、「固定資産」は、基本財産と特定資産、退職給付引当金でありますけれども、これを合計した5億300万3,000円であります。

次に、「負債」は、合計826万2,000円であります。

「流動負債」25万9,000円は、社会保険料などの未払金と職員所得税等の預かり金であり、これについては、現在、支払いは終了しております。

。「固定負債」は、退職給付引当金のみであります。

次の平成24年度の「正味財産」5億6万円は、資産合計の5億832万2,000円から、負債合計の826万2,000円を差し引いた額であります。

次に、「財務指標」についてであります。

①の「自己収入比率」の実績値50.4%、米印がございますけれども、実績値50.4%は記載の算式が示されておりますけれども、この算式のとおり、基本財産運用収入の563万4,419円に、自己収入の賛助会費448万5,000円と寄附金139万7,300円、雑収益の6万7,679円を加えた合計1,158万4,398円を、当期支出の合計額2,298万1,159円で割って、比率を算出したものであります。実績値50.4%ということでありませぬ。

平成24年度の目標値60%に対して、達成度は84.0%でありませぬ。

今後、厳しい財政状況でありますけれども、自己収入比率をさらに高めて、目標値達成に向けて努力するよう指導してまいります。

②の「管理費比率」の実績値20%につきましても、示された算式に基づき管理費459万7,868円を、総支出額の2,298万1,159円で割り、比率を算出したものであります。

平成24年度の目標値30%に対して、達成度は133.3%でありませぬ。

最後に、「総合評価」についてであります。

表右側欄のとおり、県の評価は、事業活動実績面については、民間の暴力団排除組織に対する支援活動の充実を図るとともに、責任者講習や暴力団排除のための広報啓発活動、暴力団による被害の相談活動等、暴力団追放に向けたさまざまな支援活動を積極的に行っており、その実績は評価できるとしてあります。

また、財政面については、長期安定の財政基

盤の確保を図るために基本財産の運用見直しなど、なお一層の自助努力が必要であるとされております。

また、活動内容及び組織運営については「A」で「良好」、財務内容については「B」で「ほぼ良好」との評価を受けております。

続きまして、平成25年度の事業計画について御説明いたします。

同報告書の153ページから154ページ、もとに戻りますけれども、この同じ冊子であります報告書の153ページから154ページをお開きください。

「公益財団法人宮崎県暴力追放センター平成25年度事業計画書」であります。

1の「事業概要」については、本年度におきましても、公益財団法人として一層の定着化を図るとともに、これまで以上に広報啓発活動、民間や自治体の暴排活動の支援、暴力相談事業等を積極的に推進することとしております。

2の「事業計画」であります。本年度も(1)の公益事業1、暴力団員等による不当な要求の被害者に対する支援事業で4つの事業、(2)の公益事業2で、暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業で6つの事業の合わせて10の事業を推進していくこととしております。

次に、155ページの「収支予算書」についてであります。

まず、大項目のIの一般正味財産増減の部から説明をいたします。

(1)の経常収益でありますけれども、基本財産運用益796万2,000円、特定資産運用益3,000円、受取会費、これは賛助会の会費でありますけれども、450万円、事業収益901万8,000円、受取補助金等271万6,000円、雑収益2,406円、合計2,420万1,406円の収入予算となっております。前

年度比で約204万円の増額となっております。

収益増額の大きな理由は、基本財産で保有している地方債(額面2億円、年利0.5%)が平成25年6月で償還期限となりましたことから、年利率のよい債権への買い換えを行うこととして、予算編成時において年利1.7%の債権を買い入れることで予算立てをいたしました。そのため、基本財産収入が約200万円強の増額になったものであります。

この債権については、既に平成25年6月25日に「利付国債、年利率1.7%」を購入しております。予算とほぼ同額の収益を得られる見込みであります。

一方、(2)の経常費用につきましては、事業費2,149万2,000円、156ページに移りまして、管理費は672万円、合計2,821万2,000円となっております。

なお、経常収益と経常費用の差額である「評価損益等調整前当期経常増減額」は、マイナス401万594円となっておりますが、\*平成23年度からの繰越金であります「一般正味財産期首残高」506万594円があることから、平成25年度の「一般正味財産期末残高」は105万円となります。

この105万円は、民事訴訟費用貸付金原資100万円、平成25年度予備費5万円になります。

次に、大項目IIの指定正味財産増減額の部について御説明をいたします。

指定正味財産の受取寄附金100万円は、平成25年度から始まる一般財団法人宮崎県警察職員互助会からの平成25年度寄附金であります。

センターでは、この寄附金を充当して「暴力団組事務所使用差止請求等費用運営資産」を設置し、暴力団組事務所使用差止め業務に活用していくこととしております。

※11ページに発言訂正あり

この使用差しとめの制度については、後ほど補足をさせていただきます。

平成25年度の基本財産運用益796万2,000円は、一般正味財産に振りかえますので、基本財産の増額はなく4億9,500万円のままとなり、25年度の「当期指定正味財産増減額」は受取寄附金分の100万円の増額となります。

「指定正味財産期末残高」は、基本財産4億9,500万円、暴力団組事務所使用差止請求等費用運営資産100万円の合計額であります、4億9,600万円であります。

「正味財産期末残高」は、「一般正味財産期末残高」の105万円に「指定正味財産」4億9,600万円を加えた4億9,705万円ということになります。

なお、平成25年度の事業計画は、本年3月1日開催の理事会で、また24年度の事業実績につきましては、本年6月5日開催の理事会並びに本年6月20日開催の評議員会において、それぞれ承認をされております。

最後に、暴力団事務所使用差止請求制度について御説明をしたいと思います。

暴力団対策法の改正が行われて、本年1月30日に国家公安委員会の認定を受けた「適格都道府県センター」が、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、センターみずからが原告となって暴力団事務所の使用差しとめ請求訴訟等を行うことができる制度が施行、実施になりました。

そのために宮崎県暴力追放センターが「適格都道府県センター」の認定を受けるために、本年7月に国家公安委員会に対して認定申請を行っております。まだ認定についての決定は受けておりませんが、その申請を行っているところであります。

本県の暴力団追放運動における暴追センターの役割というのは、今後ますます重要となっておりますので、今後とも予算の効率的な運用と経費等の節減になお一層努めるとともに、官民一体となって「宮崎県暴力団排除条例」と連動した暴力団排除活動等を積極的に実施していく所存であります。

今後とも、委員長を初め、委員の皆様方の暴力追放センターに対する深い御理解と御協力をお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

説明で1カ所訂正をさせていただきます。

先ほど25年度の事業計画の説明の中で、「経常収益と経常費用の差額である「評価損益等調整前当期経常増減額」、マイナス401万594円となっておりますが」というもので、これは「平成23年度からの繰越金」と申し上げましたけれども、24年度からの繰越金でありますので、訂正をさせていただきます。「24年度からの繰越金である506万594円があることから、25年度の「一般正味財産期末残高」は、105万円となります。」ということでありまして、「23年度」と申し上げましたけれども、「24年度」に訂正させていただきます。失礼いたしました。

○田口委員長 ありがとうございます。報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はありませんか。

○徳重委員 暴力団追放ということで、私が議員になってからもうずっとですが、毎委員会にこうして出てくるわけです。何で撲滅できないのか、これだけ一生懸命取り組んでやっつけられないのか、どういふことが、何が原因なのか、ちょっとこういうことがあるからなかなか撲滅できないんだということがあれば教えていただくとありがたいと思います。

○横山刑事部長 暴力団の構成員、あるいは準構成員とか、大体約300名ぐらいを把握しておりますけれども、いろいろな刑罰法令を適用して取り締まりをやっているところでありまして、量刑的な問題、あるいはさらに暴力団組織を支援する、あるいは周辺にて財政的に援助するような、そういう状況があるんだろうと思っております。捕まえた数がそのままなくなれば、警察としても、もうとっくに壊滅できておるんですけれども、すぐ出てくると、あるいはさらに経済的にも支援する周辺者がいるということで、なかなかなくなるのではないかと、こういうふうに思っております。

○徳重委員 もちろん、刑を受けたりして出てこられる、それぞれ家庭があったり、あるいは親戚、兄弟があったりすると思うんです。その本人だけじゃなくて、その周辺の人たちを何とかうまく説得するとかいうようなことはされないものでしょうか。

○横山刑事部長 捕まえるとか何とかいうことですか、それとも警察のほうで。

○徳重委員 いえいえ。

○横山刑事部長 暴力団から離脱ということですか。

○徳重委員 はい、そういう方向に向けての努力をされないものかと、親戚やら周りから。

○横山刑事部長 暴力団からの離脱については、もちろんいろいろな場面、例えば検挙したときとか、通常の活動を通じていろいろなアドバイスをしたり、あるいは離脱のための取り組みもやっておるんですけれども、なかなかそれを許さない組織のおきてとか、そういう環境があるのではないかと、こういうふうに思っております。

警察が行う活動は、もちろん取り締まりだけではありませんけれども、そういう取り締まり

活動だけではなくて、今回御報告をさせていただきました暴力団の排除、追放活動等を通じて、いろいろな講習等の機会を通じて、暴力団の危険性とか、悪質性等について広報啓発をやっておるといふことでもあります。

○徳重委員 最後に、暴力団から離脱をして、あるいは更生する、再就職するというような方向に向けての何か手だてというか、暴力団から新たな一般社会に迎えるような手だては何かあるものではないでしょうか。

○横山刑事部長 暴力団の離脱、更生につきましても、1つは、平成5年の3月に県下の保護司会とか、職業安定所、あるいは保護観察所、警察本部等の関係機関・団体による宮崎県暴力団離脱者社会復帰対策協議会というのが設立されています。平成5年の3月であります。暴追センターがその協議会の事務局となっておりまして、毎年この関係機関・団体、離脱のための、あるいは就労支援であります、そういうことについての社会復帰対策についても協議、確認を行っているところでございます。

ちなみに、社会復帰対策協議会の協力企業ということに参画をしていただいている、非常に離脱とか、あるいは就労支援で御協力いただいている県内の企業も多数ございますし、あるいは県の協力雇用主会、「みやざき青雲」協力企業という仕組みでありますけれども、ことし3月現在で60近くの県内の企業がそういうことについて協力して、就労、社会復帰についても協力していこうと、こういう取り組みをしていただいております。その事務局として、暴力追放センターが事務局となっているような情報提供をやっております。

警察におきましては、直接昨年離脱についての相談ございませんでしたけれども、過去にお

いては県外の暴力団組織にいる組員から、地元ではなかなか相談しにくいんだけどもということ、宮崎のほうに相談があつて、組抜けをして帰省したい、しかし、組長が許してくれないと、どうしたらいいかという、そういう相談がありました。地元県警とか暴追センターが連携をとりまして、離脱についての取り組みをやりましたし、ことしでも暴力団組織に加入されようとしたということでの相談を受けまして、傷害事件で立件しまして、センターと連携して暴力団の組長を逮捕するとか、組織についてダメージを与えるということで、相談した被害者でありますけれども、センター、あるいは県警が連携しまして保護措置をして、県外でしっかり今就労をしておると、そういう状況であります。

余り表面化しない部分もありますけれども、関係機関と連携とりながら、センターが中心となって、そういう離脱とか、あるいは就労支援についても取り組んでいるところであります。以上であります。

○田口委員長 よろしいですか、ほかにございませんか。

○重松委員 済みません。ちょっと教えていただきたいんですが、201ページの活動指標、一番下のほうの平成24年度暴力団相談受理件数の実績値が、24年度で研修会とホームページアクセス数が書いてありますが、済みません、これ22年度と23年度もちょっと実績を教えてくださいませんか。

○横山刑事部長 相談受理件数でありますけれども、23年度は受理件数334件であります。22年度が152件、21年度が227件、20年度が200件ちょうどであります。増減ありますけれども、過去4年間ぐらい平均しますと、228件、230件ぐら

い、昨年度は237件ということで、平均的な数字からすると、プラス9件ほどということであり

○重松委員 済みません。ホームページアクセスもわかりますか。

○横山刑事部長 アクセスにつきましては、平成23年度が4,765件、22年度が4,626件、21年度が4,665件という状況でございます。24年度が4,978件ですので、対前年比でしますと、プラス200件強という状況であります。以上であります。

○重松委員 大体平均値で推移しているということであります。私は、まだこのホームページを見たことがないんですけど、大体どういうところにこれは広告というか、掲載がされていらっしゃるんですかね。

○横山刑事部長 暴力追放センターのホームページ。

○重松委員 そのまんまのページになるんですか。

○横山刑事部長 はい。ホームページを立ち上げておりまして、認知度を図るということもありますけれども、いろいろな事業の内容とか、そういうものを掲載してございます。

○重松委員 わかりました。

○田口委員長 よろしいですか。

○重松委員 ありがとうございます。もう一件いいですか、報告事項なんですけれども、済みません、先ほど損害賠償の報告事項の中で5ページの下から3番目、延岡市の損害賠償額20万をお支払いした。たしかバイク、二輪車で職務質問をされるということで追跡されたんですね。でない方にぶつかったということなんですけれども、当初の目的であった職務質問というのは、なされたのかどうか。

○黒木警務部参事官兼首席監察官 職務質問をしようとした車については、立ち去っております。

○重松委員 はい、わかりました。県有自動車の損害事故がまだまだありますので、気をつけてやっていただきたいと思います。以上です。

○松村委員 さっきのちょっと続きになるんですけど、暴力追放センターの件で、社会復帰に対して協賛事業者17社及び雇用協力者60社という、企業の皆さんの御協力ということでありましたけども、暴力団員を採用するということは、企業の方が大変なことだと思うんです。

ただ、そういうところが、働く場がないと、またお金に困って再犯というのは、これはよくあるケースですけど、この企業の方たちにも覚悟が要るんでしょうけども、年間どれぐらいの方が暴力団とか、こういう方々を採用されるんですか。

○横山刑事部長 現実にはそういう相談に乗ったり、あるいは受け入れますよということでのいろいろな姿勢をお示しいただいて、何といたしますか、勉強会といいますか、心構えとか、あるいは情報提供という意味においてこの協議会、あるいは協力雇用主会という研修会、対策協議会を立ち上げておまして、現実にはそういう受け入れ実績というのがここ最近あるわけではございません。

○松村委員 再犯させないためのというか、そういう事業だと思んですけど、もう片方で、被害に遭わないというためには企業の担当者というんですか、不当な要求を断りましょうねという講習会がありまして、これは会社の不当要求防止責任者ということは、いろんな企業の中のそういう総務系の人の責任者の方を一堂に集めて講習会をしてるという意味ですよね。

○横山刑事部長 そのとおりであります。不当要求防止責任者というのを県内事業所で指定をしていただいております。そういう事業所の責任者の皆様方に対して、いろいろな情報提供とか、あるいは暴力団の勢力等の現在の直近の情勢説明、あるいは具体的な不当要求の実例等をお示しいただいて、その対処要領を指導いたします。

それと、民暴弁護士に具体的な対処要領、あるいは民事的なことについての講義をしていただきます。それとか、不当要求排除のビデオ等をつくっております。これについての放映、閲覧、それと実際に企業、事業所等では、応対するときになかなかうまくいかないことがありますので、ロールプレイング等で対処要領等を実技で演習等を行ったりしております。

ちなみに、不当要求責任者講習は、平成4年の暴力団対策法に基づいてこの事業を暴追センターが実施できるとしておりますので、この対策法設置のセンター設立当初からこの講習事業をやっております。毎年大体25回程度、県内13地区で実施しておりますけれども、受講については、大体3年に1回の受講をするようにという、そういうことになっておりますので、毎年ということではありませんけど、しかし、受講の参加率は非常に高うございまして、24年度は817名ということでありました。事業所の責任者数につきましては、ことしの4月現在で、県内事業所で2,600名余り指定をされております。以上であります。

○松村委員 ありがとうございます。

○田口委員長 ほかにございませんか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 はい。では、以上で終わります。

て、次にその他の報告事項に関する説明を求めます。

○深田生活安全部長 それでは、少年非行の現状と対策について御説明をいたします。

お手元に配付いたしております資料2、これをごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○田口委員長 「委員会資料」です。

○深田生活安全部長 初めに、項目1の「刑法犯少年の検挙状況」についてであります。

全国、県内とも、平成15年から昨年まで、ほぼ一貫して減少傾向にあり、平成15年に比較しますと、平成24年は、全国では14万4,404人から6万5,448人に減少し、本県でも1,185人から518人と、半数以下の検挙人員というふうになっております。

本年上半期を見ても、本県の検挙状況は(2)の表のとおりでありまして、210人を検挙しておりますけれども、昨年同期比で比較しますと、37名減少をいたしております。

このうち、窃盗事件で検挙した少年は141人でありまして、昨年同期比で28人減少をしておりますものの、刑法犯少年全体の約7割を占めておりまして、依然として窃盗が少年犯罪の中で最も高い比率というふうになっております。

次に、項目2の刑法犯少年の再非行率であります。

平成24年は、全国で33.9%、県内でも28.4%の再非行率となっております。本年の上半期では、全国で35.3%、県内でも25.7%の再非行率であり、刑法犯で検挙された少年のうち、実に4人に1人が再非行に走っているということで、少年の非行防止対策上の大きな課題というふうになっております。

次に、項目3の触法少年の補導状況でありま

す。

触法少年とは、14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為を行った少年のことですけれども、平成15年以降、おおむね100人前後で推移しておりましたものの、平成24年は157人と、過去10年間では最も多い数字となり、非行の低年齢化が懸念されるところであります。

本年上半期におきましても、68人を補導し、昨年と同数の高い水準で推移をしております。このうち、窃盗は45人で、全体の66.2%と、約7割近くを占めており、触法少年におきましても、刑法犯少年と同様の傾向でございます。

次に、項目4の不良行為少年の補導状況についてであります。

不良行為少年とは、犯罪には至らないものの、「喫煙」や「飲酒」、また「深夜徘徊」といった行為を行った少年のことを指します。

不良行為少年は、平成15年以降減少傾向でありましたが、平成24年中は県内で3,850人を補導し、前年比で341人増加をしております。

本年上半期も2,019人を補導しており、前年同期比で465人増加している状況にありまして、その行為別では、「深夜徘徊」が1,195人と、全体の59.2%、次いで「喫煙」が644人で、全体の31.9%を占めております。

なお、昨年は、西都市の河川におきまして複数の少年らが知人の少年を溺れさせるという集団暴行事件が発生し、全国的にも大きく報じられたところでありますが、本年におきましては、社会の耳目を引く重要凶悪な少年事件の発生は見えておらず、本県の少年非行情勢につきましては、依然として種々の課題はあるものの、現時点、比較的平穏に推移している状況にあるものと、そのように考えております。

以上の少年非行の現状を踏まえた上で、警察

が取り組んでおります少年非行防止対策について御説明をいたします。

まず、教育現場との連携についてであります。

少年非行の大半を中学、高校生が占めておりますことから、その教育現場である宮崎県内の公立、私立の中学高等学校と警察とは、生徒の非行などの問題行動や犯罪の被害に関して、相互に情報を共有する「学校・警察相互連絡制度」、これを運用いたしております。

児童生徒への効果的な指導と適切な保護対策を通じて、健全育成に資するよう、個別の非行や不良行為に関する情報について、学校と警察の間で密接な情報交換を実施しているところでございます。

また、県警察の非常勤職員であります6名のスクールサポーターを、これはことしからでございますけど、ことし6名になったんでございますけど、6名のスクールサポーターを県内各署に配置し、学校サイドからの相談の受理や助言、問題行動を有する児童生徒の学校内外における指導など、幅広い活動を行っておるところでございます。

さらに、平成14年度からは、警察本部少年課と県教育委員会学校政策課との間で係長級職員を相互に出向させて、警察と教育庁との連携を強化しまして、もろもろの少年問題に対して迅速・的確な対応が可能となっております。

次に、児童の規範意識の醸成についてであります。

少年非行の中でも、自転車盗、万引きなどの窃盗犯が全体の約7割を占めている状況にあります。

このため、「たかが自転車盗、たかが万引き」という軽い気持ちで手を染めてしまう初発型非行が、ひいては深刻な非行の引き金になるもの

と、そのように考えております。

そこで、警察におきましては、小学生の段階から規範意識を育むために、学校と連携をとりまして、各小学校において、先生方と警察職員などが協働をしまして寸劇、そしてまたイラストパネルなどを使用しました、児童参加型のチームティーチング方式と呼ばれる非行防止教室を開催しているところであります。

平成24年度においては、県下で約240回のチームティーチング方式の非行防止教室を実施したところでありますけども、一方的な講話などに比較して、大変わかりやすく、身につけやすいと、学校現場からも好評を得ているところであります。

次に、再非行防止対策についてであります。

警察では、検挙・補導した少年の再非行を防止するため、現在、重点的に取り組んでおりますのが「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」であります。

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動とは、過去に非行少年として取り扱いがあり、かつ再非行のおそれのある少年に対して、警察職員が積極的に連絡をとり、例えば「休まずに学校に通おう。」と、そういったような身近な目標を設定しまして、これに向けた継続的な指導・助言を行い、その立ち直りを支援する活動でありまして、現在、43名の少年に支援を実施しております。

この活動の一環としまして、平成24年度から県費予算により「少年に手を差し伸べる立ち直り支援事業」というものを推進いたしております。

この事業は、地域の少年警察ボランティアの皆さんや少年の保護者の協力を得ながら、おおむね月1回、県内各地で農業体験活動、スポー

ツ活動、調理活動、清掃活動などを実施するものであります。これらを通じまして支援対象少年の居場所をつくり、疎外感の解消や生活意欲の改善を図りまして、最終的には、非行防止対策上の大きな課題であります、再非行を防止しようというような、そのような事業でございます。

次に、有害環境の浄化についてであります。

インターネットの普及により、情報化社会が進み、誰でも部屋にいながらにしてあらゆる情報に触れられる今日にありまして、これらの情報の中には、いたずらに性を描写したものや犯罪をあおるものなど、少年の健やかな成長に有害なものも存在します。

実際に県内においても、携帯電話等の使用をきっかけとして少年が性犯罪被害に遭うという事例が発生をいたしております。

警察では、こうしたサイバー空間の環境を浄化するため、中学・高校の入学式当日に、携帯電話のフィルタリングの徹底に向けたリーフレットを配布しまして意識啓発をしているほか、携帯電話販売事業者に対するフィルタリング普及を継続して働きかけているところであります。

また、サイバー犯罪に詳しい警察職員が学校などに出向いて、生徒や保護者にフィルタリングの重要性、そしてまたコミュニティサイトの危険性、スマートフォンからの情報流出の危険性などを訴えるサイバーセキュリティカレッジにも力を入れておるところであります。

最後に、不良行為少年対策についてであります。

先ほど説明をいたしましたとおり、昨年、ことしと、補導件数は若干増加傾向にありますけれども、これは、非行の芽を早期に摘み取り、犯罪を未然に防止するための街頭補導活動を強化

している成果でもあると、そのように考えております。

非行の芽を早期に摘むことが少年犯罪の抑止につながるものであり、今後とも関係機関・団体、少年補導員などの少年警察ボランティアの皆さんと連携した街頭補導を積極的に推進し、少年の非行防止及び健全育成に取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも委員長を初め、委員の皆様には、青少年の健全育成に向けての警察活動に一層の御指導・御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終了いたします。

**○田口委員長** ありがとうございます。執行部の説明が終了しました。

その他の報告事項についての質疑はありませんか。

**○松村委員** 少年犯罪等が少しずつ減少しているということで、いい傾向にはあるのかなと思いますけれども、凶悪犯というのも、そこまでないようすけれども、県内で少年犯罪の中で、実質的に少年院とかに送致されるのは年間にどれぐらいいらっしゃるんですか。

**○深田生活安全部長** 少年院に送致される具体的な人数でございますか。

**○松村委員** ええ、傾向とか、だんだん減ってきているとか、何というか、大人の社会では刑務所がいっぱいになるという話もあって、よくいっぱいで、施設が大変だとか、そんな話とか聞いたりもしますが、子供たちというのは、今少年院とか、それがどれぐらいになってるのかと思ってですね。

**○深田生活安全部長** 具体的な数字は、ちょっと今手元にはございませんけれども、少年犯罪自体が減少傾向にありますので、以前に比べますと、少年院送致という少年自体も減少傾向にある、

そのように考えております。

○松村委員 はい、わかりました。

あと、私も毎年高鍋署で、生安課の担当の方の薬物乱用についての講習会というやつによく行くんです。ことしは何か女性の方が講演をしていただきましたけど、今薬物系というか、少年犯罪の中でシンナーとか、麻薬というのはいないでしょうけど、そういうところの傾向はどうなんですか。

○深田生活安全部長 薬物犯、こと少年に関しましては、非常に減少をしておるということで、ことしが少年の薬物による検挙というのは、本年が1件であります。それから、去年はございません。それから、23年に1件、覚醒剤でございます。大体ここ二、三年の状況を見ますと、そのようなことで、少年の薬物に関する検挙というのは減少傾向にございます。

○松村委員 よく最近は、いわゆる麻薬じゃなくて、脱法ドラッグとか、そういう言葉が何か出てまして、四百何項目を何か、それに認証されたとか何か、そういう記事とか、いろいろあるので、目に見えないそういうところで、ネットの世界とか何かで、少し広がってるのかな何ていう、ちょっとそういう懸念があったから、ちょっと聞いたところでした。

あと、青少年の再犯防止ということで、再非行防止対策ということでしたけど、立ち直り支援、これは何名と言われたのかということと、ボランティアに参加させてるということでしたけど、これは警察のほうで、何かそういうボランティアの事業をつくって、そこにそういう少年たちと一緒にやって、草刈りとか何かするような形なんでしょうか、どういうボランティアをされるのか。

○深田生活安全部長 支援対象少年として指定

をしておりますのは、現在、43名でございます。これは都度指定を解除したり指定をしたりということで、常に流動いたしておりまして、先ほど言いました43名というのは8月末の数字でございます。それで、人数についてはそのようなことでございます。

それと、あと防犯ボランティアの参加状況、参加の内容でございますけども、一番多いのは少年補導員と言われる方々が一番多うございます。これにつきましてはそれぞれ各、例えば南署管内でやるときとか高鍋署管内でやるときとか、いろいろございますけど、その少年補導員の支部長さんとか、そういうような方が積極的に参加をしてくれております。ちなみに、県下の少年補導員は本部長の委嘱でございますけど、定員が605名でありまして、現在、それぞれ各支部に分かれて活動をしてもらっておりますので、ボランティアの内容につきましてはそのような方がこの支援事業には一緒に参加をしてもらって、例えば農業体験活動であれば一緒に農業体験をする、それから清掃活動も一緒に清掃活動に従事をする、そのようなことで協力をいただいております。

○松村委員 はい、わかりました。そのボランティアに関しては、ちょっとまた後で私もそのやり方とか、ちょっと相談というか、お聞きしたいなと思います。というのは、私も保護司をやってまして、保護司の世界でも子供たちの立ち直りには社会性を一緒に応援してやるのが大事だということで、ボランティアへの参加とか、そういう項目もいっぱい書いてあるんですけど、ただ、一緒においでと連れていくと、一般の方の中で入ってくると、何というか、この人がボランティアをするような子供じゃねえとか、そういう目で見られたりとか、何か本人が犯罪者

であるということは秘密厳守の中でやってることなので、かなりどういうボランティアをさせればいいかなと思いつながら処遇をすることがあるので、ちょっとまた勉強させてもらいたいなという思いがあるので、また後日で結構ですけど、個人的にまたお願いしたい。以上です。

○深田生活安全部長 参考までですけども、今被害少年、支援少年と一緒にしておるのは河川の清掃とか、いわゆるいろんなJRの駅がございまして、この駅の内外の清掃とか、そういうようなものをおこなっているというのが具体的な内容であります。

○松村委員 これは一般の方も参加してらっしゃるか、それとも少年補導員と非行少年だったり、再犯のある方というんですか、と一緒に、それだけでやるんですか。

○深田生活安全部長 基本的にはボランティア、少年補導員、この方が一緒になってやっております。

○松村委員 一般の方は参加しないんですよ。

○深田生活安全部長 今のところ参加はしておりません。保護者の参加はございますけども、一般の方の参加はございません。

○松村委員 はい、結構です。

○田口委員長 いいですか。

○松村委員 はい。

○田口委員長 ほかにございませんか。

○二見副委員長 済みません。ちょっと2点確認なんですけど、この1の刑法犯少年の検挙状況についてはよくわかったんですが、これって検挙率については、変わりはないのかというのが1点と、もう一点は、4の不良行為少年の増加傾向なんですけれども、この理由、こういった理由でこういった行為に行っているのかというのを把握していらっしゃったら教えていただき

たいんですが。

○深田生活安全部長 少年自体の検挙率については、ちょっと私のほうで把握しておりませんので、それについてはちょっとよろしいでしょうか、あと今質問のございました原因、昨年、ことしと、私どもも詳細なところをはかりかねておるところでございまして、いわゆる少年人口そのものはずっと減少傾向にある、そしてまた補導員自体も減少傾向にあると、そういうようなことからしまして、そういうことで、なかなか原因については今のところいろんな機会に分析等をおこなっているんですけど、今ここでこういうことが原因で増加をしておりますということについては、今のところは分析結果がまだなかなかできないということで、ちょっとお答えしにくいというところでございます。

ただ、先ほども言いましたように、街頭活動の強化をしておることによって、それだけ目につく少年がふえて、それについてしっかり補導をしておるといった活動の成果という部分はあるのかなと、そのように考えております。

それと、検挙でございますけども、刑法犯検挙人員に占める少年の割合でございますけども、県内では大体3割前後、これが少年の犯罪ということでもあります。

ですから、少年の犯罪自体の検挙率と、これの推移はちょっと資料ございませんけども、少年が刑法犯検挙人員全体に占める割合としては、22年が30.6%、23年が27.2%、24年が24.3%ということで、全検挙人員に占める検挙の割合としては、そのようなパーセンテージを示しておるところが実態でございまして。

○二見副委員長 いろんな犯罪行為とかがすごく専門高度化して行って、本当子供がこんなことを考えるのかなと、恐ろしいことを考える

なというような事例も結構出てきてると思うんです。

だから、こう言うのは何ですけれども、検挙し切れてない部分はまだあるのかなという気がしたので、その検挙率というのをちょっとお聞きしたかったということが1つと、不良行為をする少年たちの原因、理由は、今いろんな社会事情で働き方が変わったりとか、親が夜いなかったりとかする理由、私も近くにああいうちょっと不良行為をする子供たちがいて、大体その周りの人たちから話を聞いてみると、家庭環境に問題があったりとかしてるものですから、そういったところをもうちょっとできることならば把握していただいて、そしてそれをもっとほかの行政分野でも生かしていけるようにということで、また御協力いただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田口委員長 ほかにございませんか。

○重松委員 済みません、もう一度、有害環境の浄化で、フィルタリングの普及啓発、私も入学式で、警察の方が来られて説明されてるのを聞いて、いいことだなと思いました。

もう一つ、サイバーセキュリティカレッジの開催、ちょっと聞き逃したのかもしれませんが、もう一度開催単位と内容を、ちょっともう一回教えていただけませんかでしょうか、済みません。

○深田生活安全部長 まず、セキュリティカレッジ、これの実施状況でございます。平成24年、これは全部で98回実施をいたしまして、受講者が2万1,390名、それからことしになりましてこれが増加をしてきておりまして、8月末現在で既に152回の実施をいたしております。そして、受講者でございますけれども、2万9,970名でございます。これの内容につきましては、中学、高校、それから学校の先生、保護者、それぞれ内

容を若干ずつ変えまして、例えば中学生、高校生であれば、それこそそういう出会い系サイトとか、こういうものでは犯罪の被害になりますよと、だからそういうものはしてはいけませんよと、そういうような初歩的な部分、それから学校の先生とか、そういう対象がそのようになりますと、またそれはちょっと高度な内容になって、安全性、危険性、この部分をやる。特に、今スマートフォンが非常に普及をしてきておりますので、スマートフォンの危険性、アプリを簡単にインストールすることの危険性、ここらあたりをしっかりと今やっております、特に県警ではアプリの危険性というのを、例えばこの会議上でもスマートフォンにスイッチを入れておるだけで、この状況が外に漏れると、そういうようなシステムも開発をして、そしてそれをサイバーセキュリティカレッジで学校の先生とか保護者、時にはそういう危険性もありますよというようなことで講義をしておるということであります。

今一番そういうような部分で問題になっておりますのが、旧来の携帯電話とスマートフォンの違いというのがなかなか理解をしてもらえずに、いわゆる携帯電話でありますと、情報流出というのは、まずなかったんでございますけれども、スマートフォンは、先ほど言いましたように、そういういろんなアプリで情報が外に流出する、この危険性の認識を今しっかりと、スマートフォンは危険ですよと、いわゆる携帯電話機能のついたパソコンですよと、そういうようなことをカレッジのほうでしっかり教養というか、講義をしておるといような状況でございます、大体そのような内容で実施をいたしております。

○重松委員 それは学校に出向いてそのような

ことをされて、それから機材も使いながら説明  
されていらっしゃるんですかね。

○**深田生活安全部長** そのとおりでございます。  
出前で、全て依頼を受けて、本部の捜査員が行  
く場合と警察署でやる場合と、それぞれ対象に  
よって使い分けて実施をいたしております。

○**重松委員** はい、わかりました。頑張ってく  
ださい。

○**田口委員長** よろしいですか。

○**重松委員** はい。

○**田口委員長** ほかにございませんか。

○**河野少年課長** ちょっとつけ加えさせていただ  
いてよろしいでしょうか、先ほどの二見委員  
の少年事件の犯罪の検挙率という御質問があり  
まして、生活安全部長が成人事件に占める少年  
犯罪の率ということでお答えをいたしましたけ  
れども、もう一つちょっと考え方を別の切り口  
にいたしまして、発生した犯罪に対して何件の  
検挙があるかという、そういう検挙率の出し方  
を少年事件に当てはめてみますと、最初に起こ  
った犯罪、つまり分母の部分が少年の犯行であ  
るか否かというのは捕まえてみないとわからない  
ものですから、そういう一般的な形での犯罪の  
検挙率というのは、ちょっと少年犯罪では出な  
いということを一ポイントだけつけ加えさせてい  
たできます。以上でございます。

○**二見副委員長** わかりました。

○**田口委員長** よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**田口委員長** それでは、質疑を終了します。

それでは、その他で何かありますか、よろし  
いですか、終了していいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**田口委員長** はい。それでは、以上をもって  
警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩

---

午前11時35分再開

○**田口委員長** それでは、委員会を再開いたし  
ます。

報告事項等について、局長の説明を求めます。

○**濱砂企業局長** 説明に入ります前に、一言お  
礼を申し上げます。

さきの県北調査におきまして、田口委員長さ  
んを初め、各委員の皆様には、北部管理事務所  
と、それから祝子の第二発電所を御調査いた  
されました。まことにありがとうございました。

私どもといたしましては、委員の皆様のお指  
導、御支援を賜りながら、今後とも事業の円滑  
な推進に努めてまいりたいと考えております。  
どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日御報告いたします項目につ  
きまして説明をさせていただきます。

お手元に配付しております「文教警察企業常  
任委員会資料」をめくっていただきまして、目  
次をごらんください。

企業局では、今回は議案はございませんが、  
提出報告書の関係が1件、それからその他の報  
告事項が2件、合計3件でございます。

まず、1番目の提出報告書関係であります。

これは、県が出資している法人等の経営状  
況であります。地方自治法第243条の3第2項  
及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める  
条例第4条第3項の規定に基づきまして、企業  
局が出資しております一般財団法人一ツ瀬川  
県民スポーツセンターの経営状況等につきま  
して御報告をするものでございます。

次に、2番目のその他報告事項であります。

1つは、今年度は少雨の傾向が続いておりますけれども、電気事業における供給電力量の状況及び、それから渇水への対応の状況につきまして御報告をさせていただきます。

2つ目は、三財発電所において実施いたしました発電所施設見学ツアーにつきまして御報告をさせていただきます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては、担当課長から説明いたします。よろしくをお願いいたします。

○田口委員長 企業局長の概要説明が終了いたしました。

初めに、報告事項に関する説明を求めます。

○新穂経営企画監 県が出資している法人等の経営状況について報告いたします。

お手元にあります「平成25年9月定例県議会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）」の137ページをお開きください。

「一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター平成24年度事業報告書」であります。

1の「事業概要」ですが、当法人は「一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設」の指定管理者として、ゴルフ場の管理運営を行っております。

なお、今年度で指定管理期間が終了しますことから、平成26年度からの指定管理者について選定の手続きを進めているところであります。

「事業概要」の2つ目ですが、公益法人制度改革によりまして平成24年度に一般財団法人に移行したことから、新たに「公益目的支出計画」に基づく事業を実施しております。

「公益目的支出計画」といいますのは、新しい公益法人制度において、それまでに受けた寄附などの財産を公益の目的のために消費していく計画のことでありまして、当法人の場合は、

基本財産を県と新富町に計画的に寄附するというので、一般財団法人としての認可を受けております。

次に、2の「事業実績」ですが、(1)の指定管理業務に係る事業費が1億841万5,000円となっております。

また、事業実績は、ゴルフコースの利用者数が3万2,489人、主催コンペの開催数が177回、参加者数が1万5,969人、カートの貸出者数が2万7,531人、レストランの利用者数が2万5,469人などとなっております。

(2)の「公益目的支出計画」の実施に係る事業費は100万円で、事業実績は、県と新富町にそれぞれ70万円、30万円の特定寄附を実施しております。

138ページからの経営状況の詳細につきましては、後ほど説明します「経営評価報告書」と重複しますので、ここでは省略させていただきます。先に今年度の事業計画について説明いたします。

142ページの「平成25年度事業計画書」をごらんください。

1の「事業概要」は、平成24年度と同様であります。

2の「事業計画」であります。1の指定管理業務に係る事業費は1億1,392万7,000円で、事業内容につきましては平成24年度と同様であります。

また、ゴルフコースの目標利用者数を3万7,500人、主催コンペの目標参加者数を1万7,800人に設定しております。

(2)の「公益目的支出計画の実施」につきましても、平成24年度と同様、県と新富町に合計100万円を寄附する内容となっております。

143ページの「収支予算書」をごらんください。

収入の合計は1億1,544万9,000円で、ゴルフコースの利用料収入、カート使用料、レストランの売り上げなどが主な収入となっております。

前年度より1,322万6,000円の減収となっておりますのは、近年の利用者数の動向や客単価の低下を考慮し、1割ほど低く設定しているものです。

一方、支出の合計は1億1,412万7,000円で、前年度より1,320万4,000円の減となっておりますが、これは収入の減に対応するため、人件費などの経費節減を図るものとなっております。

その結果、下から3段目の当期収支差額にありますように132万2,000円の利益を見込んであります。

次に、199ページをお開きください。

「宮崎県出資法人等経営評価報告書」について御説明いたします。

まず、当法人の「概要」ですが、中ほどにありますとおり、設立は、平成元年11月18日で、「総出資額」は900万円、うち「県出資額」が630万円で、出資比率は70%となっております。

次に、「県関与の状況」のうち「人的支援」についてですが、役員数は平成24年度も25年度も5人で変更ありませんが、県退職者の常勤役員にかわって県関係以外の出身の非常勤役員が入っております。

一般職員の数は、昨年より1人減の10人で、全員プロパー職員であります。

その下の「財政支出等」については、該当ありません。

その下の「その他の県からの支援等」ですが、企業局のPRと誘客を目的とした「企業局杯」を開催しており、スポンサーとして参加者の賞品を提供しているものです。

次の「主な県財政支出の内容」については、

該当ありません。

その下の「実施事業」につきましては、先ほどの内容と同様でございます。

その下の「活動指標」ですが、①「ゴルフ場利用者数」は、目標値3万7,500人に対し、実績値3万2,489人で、達成度は86.6%となりました。

また、②「主催コンペ年間参加者数」は、目標値1万7,900人に対し、実績値が1万5,969人で、達成度は89.2%となりました。

一番下の欄にありますように、これまでの実績を勘案してコンペ参加者の目標値を平成25・26年度は見直しております。

200ページをお開きください。一番上の「財務状況」であります。

まず、表の左側、「正味財産増減計算書」について御説明いたします。

平成24年度の欄を見ていただきまして、経常収益は1億1,032万円、経常費用は1億841万5,000円で、差し引きの「当期経常増減額」は190万5,000円となりました。これから「当期経常外費用増減額」15万1,000円を差し引いた「当期一般正味財産増減額」は、175万4,000円となりました。

「一般正味財産期首残高」が8万9,000円ありましたので、「一般正味財産期末残高」は184万3,000円となっております。

なお、平成23年度の「一般正味財産期末残高」1,008万9,000円のうち1,000万円につきましては、「公益目的支出計画」に充てる資金としたことから、「指定正味財産」とし、残額8万9,000円を「一般正味財産」としております。

「当期指定正味財産増減額」は、平成24年度に特定寄附を実施したため、マイナス100万円となり、「指定正味財産期末残高」は900万円とな

りました。

「一般正味財産」と「指定正味財産」を合わせた「正味財産期末残高」は、1,084万3,000円となっております。

次に、表の右側の「貸借対照表」を御説明いたします。

平成24年度の欄をごらんいただきまして、資産は2,698万6,000円で、現金預金などの流動資産が1,680万5,000円、定期預金、機械装置などの固定資産が1,018万1,000円であります。

次に、負債は1,614万3,000円で、未払い金、仮受金などの流動負債のみです。

資産から負債を差し引いた正味財産は1,084万3,000円で、指定正味財産が900万円、一般正味財産が184万3,000円となっております。

次に、「財務指標」であります。①「利用料金収入」は、目標値8,655万円に対し、実績値7,352万2,000円となり、達成度は84.9%となりました。

②「人件費」は、節減分を評価しておりますので、達成度は111.8%となっております。

③「自主事業収入」は、目標値4,132万5,000円に対し、実績値3,679万8,000円となり、達成度は89%となりました。

最後に、「総合評価」のうち右の欄にあります「県の評価」ですが、活動内容については、各種コンペを実施し利用者確保に取り組んだことは評価できますが、活動指標はいずれも目標を達成しておらず、一層の誘客対策に取り組む必要があります。

中ほどの行にいきまして、財務内容につきましては、利用者数が減少し収入が大きく落ち込む中であって、経費削減に努め3期ぶりに収支黒字を確保したことは評価できるものの、財政基盤の安定が引き続きの課題となっております。

最後の段落に行きまして、組織運営につきましては、適切な人員配置により、効率的に運営されているものと考えています。

これらを踏まえ、4段階評価につきましては、その下にありますように、活動内容はC、財務内容はC、組織運営はBとしたところであります。

提出報告書関係の説明は、以上でございます。

○**田口委員長** ありがとうございます。報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はありませんか。

○**徳重委員** ゴルフ場の利用、他のほとんどのゴルフ場が非常に低料金にできておる状況ですが、特に河川ということで、今年度は余り大きな災害というか、台風も今のところほとんどないというような状況ですが、もし台風というか、大雨とかが何回か来るようなことになって、相当な後の整備なり利用減なりになった場合は、結果はどうなるわけですか。

○**新穂経営企画監** まず、利用者の減による収入の減につきましては、今の指定管理の募集の条件の中に、年間を通して7日以上そういう冠水をして、利用者数が落ち込んでると、そういう状況が発生したときには、そのときの指定管理者の経営状況を勘案して、1日当たり6万6,000円ぐらい納付金を減額するという規定になっております。昨年度もかなり雨が多かったですけれども、それに該当する日はちょっとなかったということで、実際の減額には至っておりません。

それから、復旧費用に関してですけれども、復旧費用につきましては、基本的に200万円ぐらいまでは、一般の修繕費は財団が、指定管理者が持つということになっております。

ただ、大規模な災害を受けて、指定管理者の

資金ではとてもできないような場合があります。それは全て企業局のほうで復旧作業をするということになっております。

○徳重委員 過去二、三年の中で、そういうケースがありましたかね。

○新穂経営企画監 ここ数年実績は全くありません。

○田口委員長 ほかにはありませんか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 はい。

それでは、次にその他の報告事項に関する説明を求めます。

○本田工務課長 それでは、供給電力量の状況及び渇水への対応状況について御報告いたします。

「委員会資料」の1ページをごらんください。

まず、1の「供給電力量の状況」であります。上の表は、今年度における供給電力量とダム地点での雨量を月ごとに示したものであります。

右側の「雨量」の欄では、30年平均の雨量と今年度の実績、そして30年平均と実績との比較を掲載しておりますが、6月こそ雨が多かったものの、それ以外の月は雨が少なく、特に7月・8月においては、両月とも30%弱であり、この夏の雨量は、過去30年の中でも、大変少なくなっております。

累計の実績は1,155ミリメートルで、30年平均比では57.6%となっております。

左側の「供給電力量」の欄では、今年度の目標と実績、そして達成率を掲載しておりますが、6月以外は目標を達成できていない状況でありまして、累計の実績は1億9,296万4,000キロワットアワーであり、目標に対しましては64%の達

成率となっております。

また、下の表は、発電所ごとの供給電力量を示したものであります。

次に、2の「渇水への対応状況」であります。

企業局では、治水や利水との調整を図りながら、ダムの効果が最大限発揮できるよう発電運用を行っているところであります。

特に、今年度の渇水状況に対しましては、少ないダムの水を長期的に農業用水に使用できるように、地元市町村が主催する利水調整協議会等にダムの情報を早くから提供するとともに、そこで決められた農業用水の節水に協力するため、発電を調整するなど、渇水被害の未然防止に努めたところでありまして、小丸川水系では、下に書いておりますが、12日間、祝子川水系では20日間、そして三財川水系では7日間の節水対応を行ったところであります。

なお、現在は、先月末から今月初めにかけて発生しました台風や秋雨前線による降雨のため、ダム水位は回復しておりまして、渇水は解消されたところであります。

続きまして、発電所施設見学ツアーについて御報告いたします。

「委員会資料」の2ページをごらんください。

1の目的にありますように、「発電所施設見学ツアー」は、二酸化炭素をほとんど発生しないクリーンなエネルギーである水力発電の仕組みやダムの役割についての理解を深めまして、環境保全に対する意識の啓発に資するとともに、企業局の事業をわかりやすく伝えることを目的として実施しているものであります。

この見学ツアーは、平成11年度から実施しておりまして、今回で25回を数え、見学者は延べ1,315名となっております。

2の実施概要であります。開催方法は、社

会科授業の一環として行いました。

今回は、今年度の第2回目といたしまして、7月5日に西都市の三財発電所において、三財小学校6年生30名の参加で実施いたしました。

なお、アンケート調査を行いましたので、意見の一部を紹介いたしますと、「三財発電所は、ほかの発電所と違って、水車が2台もついていることが初めてわかりました。次は、もっといろんなことが知りたい。」「発電の仕方や機械の仕組みを教えてもらって、稚魚放流も楽しかったです。また、行きたいと思います。」などの声を寄せていただきました。

掲載しております写真は、当日の状況を撮影したものであります。

発電所の見学とあわせ、参加者に川への親しみを持ってもらうため、稚魚の放流も行いましたが、子供たちの喜ぶ姿が多く見られまして、好評のうちに終了することができました。

なお、資料の下のほうであります。参考といたしまして、ほかの発電所で実施しました見学の受け入れについて掲載しております。

この見学の受け入れは、企業局ホームページでお知らせ等を通じて、昨年度から実施しているものであります。以上でございます。

**○田口委員長** ありがとうございます。説明が終了しました。

その他の報告事項についての質疑はありますか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田口委員長** では、質疑を終了します。

その他で何かありませんか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田口委員長** はい。それでは、以上をもって、企業局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

正午再開

**○田口委員長** 委員会を再開します。

あすの委員会は、午前10時に再開し、教育委員会の審査を行うことといたします。

以上で本日の委員会を終了いたします。委員の皆様にはお疲れさまでした。

正午散会

平成25年 9 月 20 日 (金曜日)

議 事 課 主 幹 鬼 川 真 治  
政策調査課主幹 牧 浩 一

午前 9 時 59 分再開

出席委員 (7 人)

委 員 長	田 口 雄 二
副 委 員 長	二 見 康 之
委 員	福 田 作 弥
委 員	中 村 幸 一
委 員	松 村 悟 郎
委 員	重 松 幸 次 郎
委 員	徳 重 忠 夫

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長	飛 田 洋
教 育 次 長 ( 総 括 )	高 原 みゆき
教 育 次 長 (教育政策担当)	西立野 康 弘
教 育 次 長 (教育振興担当)	中 野 通 彦
総 務 課 長	梅 原 裕 二
財 務 福 利 課 長	入 倉 俊 一
学 校 政 策 課 長	谷 口 英 彦
学 校 支 援 監	今 村 卓 也
特 別 支 援 教 育 室 長	坂 元 巖
教 職 員 課 長	早 日 渡 志 郎
生 涯 学 習 課 長	村 上 昭 夫
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	日 高 和 典
文 化 財 課 長	田 方 浩 二
人 権 同 和 教 育 室 長	花 岡 道 義

事務局職員出席者

○田口委員長 皆様、おはようございます。先日までの本会議、御苦労さまでございました。きょうの常任委員会は、またよろしく願いいたします。

それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、教育長の説明を求めます。

○飛田教育長 おはようございます。教育委員会でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず最初に、おわびを申し上げたいと思います。

7月に実施いたしました教員採用選考試験において、昨年に続いて連続で問題ミスが発生いたしました。このことは、昨年度の教訓が十分に生かされていなかったということであり、大変重く受けとめております。

受験者の皆さん、関係者の皆さん、そして文教委員の皆様方を初め、県民の皆様方に御迷惑、そして御心配をおかけし、大変申しわけなく思っております。

今後、発生原因の具体的な分析を行いまして、再発防止の一層の徹底を図ってまいりたいと考えております。申しわけございませんでした。

次に、お礼を申し上げたいと思います。

8月21日に県武道館において開催いたしました「県民総ぐるみ教育フェスティバル」には、田口委員長を初め、委員の皆様方に御臨席をいただき、まことにありがとうございました。

おかげをもちまして、PTAや学校関係者など700名を超える多くの御参加をいただき、県民総ぐるみによる教育の推進に向けた機運の醸成

を図ることができました。

また、8月に行われました第95回全国高等学校野球選手権記念大会におきましては、福田議長を初め、県議会議員の皆様方にも甲子園に足を運んでいただき、アルプススタンドから応援をいただきました。この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

これからは座って説明をさせていただきます。

お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。表紙をお開きいただくと、左側に目次がございます。目次をごらんくださいませ。

今回、御審議いただきます議案は、議案第1号「平成25年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」の1件でございます。

また、その他の報告事項といたしまして、「宮崎県教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」など、6件を説明させていただきます。

このうち補正予算についてであります。目次の右、1ページをごらんください。

今回の教育委員会の一般会計の補正予算は、表の下の方、太線で囲んであります計の欄に記載しておりますように、73万円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、その2つ右の欄、1,062億6,285万5,000円でございます。

内容につきましては、表の一番右の「補正内容」の欄の上から3段目に記載しております「問題を抱える子ども等の自立支援事業」であります。

私からは以上であります。引き続き、関係課長、室長が説明いたしますので、御審議のほど、どうぞよろしく申し上げます。

以上でございます。

○田口委員長 ありがとうございます。教育長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

○今村学校支援監 それでは、学校政策課の補正予算につきまして御説明いたします。

表紙に「平成25年度 9月補正 歳出予算説明資料」と書かれております横長の資料がございますが、御準備いただけますでしょうか。ページをめくっていただきまして、85ページをお開きください。

学校政策課の補正額といたしましては、73万円の増額補正でございますが、補正後の額は、右から3列目にありますように、9億610万8,000円となります。

内容につきましては、1ページめくっていただきまして、資料の87ページをごらんください。

増額補正をお願いいたしますのは、上から5段目の（事項）生徒健全育成費の73万円でございますが、内容は、その下の説明の欄にございますように、児童・生徒の健全育成に要する経費でございます。国の委託決定に伴う補正でございます。

事業名は、1の「問題を抱える子ども等の自立支援事業」でございます。

詳細につきましては、お手元の常任委員会資料で御説明いたしますので、恐れ入りますが、常任委員会資料の2ページをお開きください。

では初めに、1の事業の目的・背景でございますが、本事業は、本県の生徒指導の最重要課題でございます。いじめ・不登校、非行等問題行動等につきまして、さまざまな観点から、各地域で特色のある調査研究を行い、その成果等を普及することによりまして、学校に適應することが困難な児童生徒の支援を図るというもの

でございます。

2の事業内容でございますが、(1)の「児童生徒の学校適応支援事業」につきましては、①にございますように、いじめ、不登校等に係る対応につきまして調査研究を行っているものでございます。

具体的には、調査研究地域を指定いたしまして、不登校児童生徒に対する訪問相談などの指導体制の充実を図るため、調査研究に取り組みますとともに、県におきまして、②にあります連絡協議会や指導員の研修会の開催、③の適応指導教室訪問の実施、④の実践事例集の作成・配布などに取り組むものでございます。

これらの事業内容につきまして、国の委託決定が行われまして、当初の予定より増額となりましたことから、不登校児童生徒に対応する訪問指導を強化するために、訪問指導員の活動に要する宮崎市への委託料を増額するものでございます。

次に、(2)の「魅力ある学校づくり調査研究事業」につきましては、いじめ・不登校等の未然防止につきまして、昨年度から調査研究を行っているところでございますが、①にございますように、調査研究地域を指定いたしまして、市町村教育委員会と連携しながら、不登校の未然防止を推進するための調査研究に取り組みますとともに、日向市における取り組みや成果を、②にございますようにリーフレットなどにまとめまして、県内の全小・中学校へ配布しながら、未然防止の取り組みについて啓発を図ろうとするものでございます。

これらの事業内容のうち、国立教育政策研究所の委託決定に伴いまして、リーフレット等の作成に要する日向市への委託料を増額するものでございます。

3の事業費でございますが、(1)(2)の両方の事業につきましては、(1)に係るものが54万1,000円、(2)に係るものが18万9,000円、合わせまして73万円の増額補正でございます。補正後の予算額は、右の括弧で囲んだ中にございますが、合わせまして712万3,000円となっております。

4の事業期間でございますが、この事業は平成19年度から継続して実施しているものでございます。

説明は以上でございます。

○**田口委員長** ありがとうございます。議案に関する執行部の説明が終了いたしました。議案についての質疑はありませんか。

○**徳重委員** ただいまの説明があったところですが、事業期間というのが平成19年度からなっていますが、最終年度は決まっているものか、それとも今年度で終わるのか、どういう形。

○**今村学校支援監** 国の10分の10の事業でございますので、国の動向を見ながらということになりますが、ずっと今継続されておりますので、次年度も同様の形で継続されるのではないかといいふうに思っておりますが、終期については確かなものはございません。

○**徳重委員** もう御案内のとおり、いじめ、不登校というのは、ずっとこれからもなくなるものではなかろうとこう想定していますが。そういったことを考えますときに、やはりしなきゃならないことは県独自でもやっていくべきだと思いますが、いかがでしょう。

○**今村学校支援監** そのとおりだというふうに思っておりますので、国の事業のそういう動向を見ながら、県でもまた考えていきたいというふうに思っております。

○**徳重委員** よろしくお願ひします。いいです。

○田口委員長 ほかにありますか。

○松村委員 本年度の指定地域ということで書いてございますけども、毎年、指定地域は変わっていくものなのかということをお聞きします。

○今村学校支援監 国の事業の中ではさまざまな項目がありますが、本県の場合には、例えば(1)の学校適応支援事業につきましては、適応指導教室という、不登校の子供たちが通ったり、学校復帰を目指したりする場所がございますが、そういったところを持っている市町村が16ございます。その16の市町村のうち、希望をされる場所を指定地域として選んで、この事業を実施しているところでございます。

(2)の魅力ある学校づくりの調査研究という事業につきましては、2年間を単位として中学校の校区、今、国は財光寺中学校とございますが、その前は延岡の東海中学校を、校区を指定しておりましたが、2年間ごとに市町村の意向も聞きながら指定を続けております。

以上でございます。

○松村委員 もう一回だけ。1番目の調査研究の分、不登校に係る対応の調査研究で5つの地域が指定されてますけども、これは希望があったら毎年継続して、あるいは希望がないところは1回もこの支援の対象にはなっていないということも、この19年度からあるということですね、これから先も。

○今村学校支援監 おっしゃるとおりでございます。希望したところを中心にしておりますので、それを国が審査をして決めることでありますので、全てが認められるというわけでは、確実にそうだというわけではございませんけれども、ほぼ希望したところにつきましては、内容を精査しながら認められているところでござい

ます。

○田口委員長 ほかにございませんか。

○重松委員 じゃ、1点だけ。(1)の連絡協議会、②の構成はどのような人たちでやってらっしゃるのでしょうか。

○今村学校支援監 連絡協議会につきましては、この指定地域を受けている、その5つの市町村の教育委員会の担当の職員でありますとか、本課の県の教育委員会の職員でありますとか、そういった方々で構成をしているものでございます。

○重松委員 ありがとうございます。

○徳重委員 この事業は、国からのそういった要請もあつたりしてできた、あるいは申請をしたところはやるということでございますが。どこの学校でもあると、こう想定をしてるわけで、5年間という実績ですね、その実績の結果としてどういう結果が出たか、そういったのはもう掌握されていると思いますが、事例でも結構ですが、1つでも2つでも教えていただくとありがたいです。

○今村学校支援監 お手元の資料の2ページの一番下、事業効果というところを見ていただきますと、例えばそこにもありますが、人間関係の形成能力の向上が図られ、いじめや不登校の未然防止につながるですとか、こういったことを普及することによって各学校の生徒指導の体制の構築に生かすことができるなどというふうにございますけれども。例えば、2の(1)の児童生徒の学校適応支援事業あたりにおきましては、子供たちが学校に通えていない、そういった状況の子供たちが、この適応指導教室に通ったり、適応指導教室の相談員が家庭訪問をして、それぞれの家庭に回りながら指導を続けることによって学校に復帰することができるように

なったという、そんな事例がたくさんございます。

また、(2)の魅力ある学校づくりの調査研究では、いじめや不登校を未然に防止するというのが主な趣旨で取り組まれておりますので、小中学校一緒になって無言作業に取り組んだり、大きな声で挨拶運動に取り組むなどすることによりまして、子供たちの不登校が大きく減っているという、そういったことが出てきております。

以上でございます。

**○徳重委員** 今おっしゃったとこ、未然防止したと、その結果がたくさん出たとおっしゃっておるんですけど、そのたくさん数というのが知りたいんです。毎年どれぐらいの不登校のおうちを訪問されたり、いろいろ指導されたかということによって、どれぐらいの人たちが、皆様方の指導によってできたという結果だろうと思うんですけど、その数ですね、どれぐらいそういう生徒がおったのかっていうのは、実績として上がってるんですか。

**○今村学校支援監** 具体的には、今ここでは、ちょっと数は申し上げられませんが、県全体としては毎年1,200名を超える子供たちが不登校という形で上がってきております。小中高、合わせてでございます。卒業していくのですが、次に新たな不登校がやっぱり生まれておりまして、毎年それぐらいの数があります。全国的に見て非常に少ない傾向ではございますが、やはり1,200名を超える子供たちが不登校で学校に行けないというのは、大変重いことだというふうに思っております。こういった適応指導教室ですとか、魅力ある学校づくりの調査研究の地域では、少しでも学校復帰ということで取り組みを進めていただいております。

けれども、全県下で見ると、まだまだ新たな不登校が生まれておりますので、こういった地域の子供たちの取り組みの様子を県下全域にも広げていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

**○徳重委員** いいです。

**○田口委員長** ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田口委員長** それでは、次にその他の報告事項に関する説明を求めます。

**○梅原総務課長** 「宮崎県教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」であります。

お手元の「別冊」と右肩に書いてありますA4横版の資料をお願いいたします。表紙をおめくりいただきまして、1ページ目、A4横の、ざら紙の横版でございます。右肩に別冊と書いてございます。

それでは、まず、表紙をおめくりいただきまして、1ページ目の「1 はじめに」をごらんください。

県教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、いわゆる地教行法の第27条の規定の定めによりまして、毎年、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を行い、その結果を報告書としてまとめて県議会に提出するとともに、広く県民に公表することとしております。

次に、2ページをごらんください。2の「点検・評価の対象」であります。

平成23年6月に策定いたしました宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」は、図にありますように「長期ビジョン」と「アクションプ

ラン」により構成をされております。

アクションプランは、長期ビジョンに示す基本目標や本県が目指す将来像を踏まえ、長期戦略等を具体的に推進する観点から、平成26年度までの4年間の施策目標を明らかにするとともに、その実現のため重点的に取り組む施策を「新しい『ゆたかさ』創造プログラム」として設定をしております。

このうち、プログラム3の「将来世代育成」を教育委員会が所管をしております、その進捗及び成果の状況を点検・評価の対象としております。

次に、3ページをごらんください。

点検・評価を行う取り組み事項について具体的に示しております。

「将来世代育成プログラム」は、重点項目1から3の3つの重点項目と、それぞれ3つの取り組み事項で構成をされておまして、計9つの取り組み事項について、具体的な点検・評価を行いました。

次に、4ページをごらんください。「3の点検・評価の方法」の「(1) 取組事項の評価(内部評価)」というところをごらんいただきたいと思っております。

初めに、9つの取り組み事項ごとに、実施内容の取り組み状況や取り組み指標の達成状況について、教育委員会事務局において内部による評価を行いました。

この結果は、「個別評価シート」として、資料の8ページ以降にまとめております。

次に、5ページの「(2) プログラム全体の評価」をごらんください。

評価の統一性、客観性を確保するため、学識経験者等による外部評価委員会においてプログラム全体の評価が行われました。

評価委員会では、取り組み状況や内部評価についての協議、事務局職員との意見交換が行われ、先ほど御説明いたしました教育委員会の内部評価につきましては、妥当であるとの判断をいただいております。

以上、点検・評価の方法等につきまして、概略を御説明いたしました。

少し飛びますが、8ページをごらんください。このページ以降は、各取り組み事項ごとに実施内容の取り組み状況や取り組み指標の達成状況をまとめた個別評価シートであります。

この個別評価シートによりまして、取り組み事項ごとの評価概要を御説明いたします。

左上の3段目に「取組事項」という欄がございます。

取り組み事項1-1「親子や地域の絆を深める取組の推進」であります。

ここでは、ページ中央の矢印の部分に示されておりますが、「みやざき子ども教育週間」の実施や、生活習慣づくりを通じた親子の「絆」を深める取り組み、地域の子供は地域で育てる機運の醸成などを図ることとしております。

実施内容の取り組み状況は、ページの右側に記載してございます。詳細な説明は省略させていただきますが、全て工程表の計画どおりに進んでおります。

8ページの左下をごらんください。この取り組み事項1-1に取り組んだことによる成果を測るために設定した取り組み指標は、「子どもの生活習慣づくりの取組を通して子どもとの会話がふえたり、子どもが規則正しく生活できていると感じる保護者の割合」であります。

平成22年度の策定時の81%に対しまして、平成24年度の実績値は表の下段87.6%であり、表の上段の当年度目安値86%も超えております。

したがいまして、9ページが一番下の内部評価の判断基準に照らし合わせますと、①の取り組み指標の達成度は当年度目安を達成し、③の工程表の実施内容も着実に実施され、ともに「順調のA」でありますことから、9ページの中央にありますように、取り組み事項1―1の評価はAとなっております。

なお、昨年度の評価委員会からは、ページの右中段にありますような御意見をいただいております。その下に評価委員会の意見を受けての県の対応等を記載しております。以降、評価委員会からの意見があるところと、ないところがありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、10ページをごらんください。左下の3段目「取組事項」の欄をごらんください。

取り組み事項1―2「生きる力を身につける教育の推進」であります。

ここでは、指導力の向上のための研修会や、道德教育の充実、各学校の体力向上プランの計画的・継続的実践、一人一人の障がい等に応じた教育相談や就労支援の充実などを図ることとしております。

実施内容の取り組み状況につきましては、全て順調に進んでおります。

また、このページの左下にありますように、取り組み指標については策定時を上回っており、平成24年度が目安値も達成しております。

なお、平成23年度の指標1及び2は、東日本大震災の影響により、全国調査が実施されなかったため未実施となっております。

以上のことから、11ページの中央にありますように、この取り組み事項の評価はAとなっております。

続きまして、12ページをごらんください。

取り組み事項1―3「教育環境の整備・充実」であります。

ここでは、専門性・社会性を高める各種研修や、児童生徒にきめ細やかな指導ができる体制づくりなどを実施することとしております。

実施内容の取り組み状況につきましては、全て順調に進んでおります。

また、取り組み指標「優れた指導力を持つ指導教諭の授業公開に参加した教職員のうち、そこで学んだことを踏まえて授業改善を図った者の割合」につきましては、より客観的な取り組み状況を把握するため、平成24年度は、調査対象者を指導教諭全体に広げて調査したところであります。その結果、実績値が前年度の値を下回っておりますが、85.8%と当年度目安値を達成しております。

以上のようなことから、13ページの中央にありますように、この取り組み事項の評価はAとなっております。

続きまして、14ページをごらんください。

取り組み事項2―1「郷土に誇りを持ち、地域の課題解決等に取り組む意識や態度の育成」であります。

ここでは、「ふるさと学習」やさまざまな体験活動等の取り組み推進、子ども会などの地域活動への参加促進、児童会や生徒会などの特別活動の取り組み推進などを実施することとしております。

実施内容の取り組み状況につきましては、全て順調に進んでおります。

取り組み指標の1「宮崎県や自分が住んでいる市町村など、ふるさとが「好き」だという児童生徒の割合」につきましては、平成24年度の実績値が87.2%と、前年度より0.5%下がっておりますが、当年度目安値は達成しております。

また、取り組み指標の2「地域の一員としての自覚を持ち地域の活動に積極的に参加する子どもの割合」につきましては、目安値55%に対しまして実績値が53%と、昨年度同様、未達成の状況にあります。

以上のことから、15ページの中央にありますように、この取り組み事項の評価は「概ね順調のB」となっております。

続きまして、16ページをごらんください。

取り組み事項2-2「自立した社会人・職業人を育むキャリア教育・職業教育の推進」であります。

ここでは、知事の白熱教室等の取り組みや地域人材等と連携・協働した学習、専門教育内容の充実などを実施することとしております。

実施内容の取り組み状況につきましては、②の実施内容の取り組み状況の一番下にごさいます「技能体験教室の開催」が前年度実績を下回っておりますが、全体としましては、おおむね順調に進んでおります。

取り組み指標「将来の夢や目標を持って職業や生き方を考えている中学3年生の割合」につきましては、平成24年度の実績値が87.5%となっており、前年度の実績値を上回るとともに、当年度目安値を達成しております。

以上のよう、取り組み状況の一部にややおくれがあることから、17ページの中央にありますように、この取り組み事項の評価は「概ね順調のB」となっております。

続きまして、18ページをごらんください。

取り組み事項2-3「グローバルな視野を持ち、活躍する人材の育成」であります。

ここでは、情報教育の充実、科学技術教育、環境教育、国際理解教育の推進などを実施することとしております。

実施内容の取り組み状況につきましては、全て順調に進んでおりますが、取り組み指標「世界の出来事について関心を持っている子どもの割合」につきましては、実績値が75.4%と前年度の実績値及び当年度目安値を下回っております。

以上のよう、取り組み指標の達成度がややおけていることから、19ページの中央にありますように、この取り組み事項の評価は「概ね順調のB」と評価しております。

続きまして、20ページをごらんください。

取り組み事項3-1「学ぶ機会の充実と学びの成果が社会に還元される知の環境づくり」であります。

ここでは、県民の学習ニーズに対応した生涯学習情報の提供、社会教育指導者の資質向上などを実施することとしております。

実施内容の取り組み状況につきましては、全て順調に進んでおります。

取り組み指標「日頃から生涯学習に取り組んでいる県民の割合」につきましては、県民への情報提供を積極的に行ったことなどによりまして、実績値が55.5%と前年度を大きく上回る結果となっております。

今後とも、生涯学習に関する具体的な活動内容を例示した広報・啓発を行い、県民への動機づけを進めてまいりたいと考えております。

以上のことから、21ページの中央にありますように、この取り組み事項の評価はAとなっております。

続きまして、22ページをごらんください。

取り組み事項3-2「生涯スポーツの振興と競技スポーツの強化」であります。

ここでは、一流の選手や指導者等から学ぶ機会をふやす取り組みや、総合型地域スポーツク

ラブの設立、ジュニア期からの一貫した選手の育成強化を実施することとしております。

実施内容の取り組み状況につきましては、全て順調に進んでおります。

取り組み指標の1「成人の週1回以上の運動・スポーツの実施率」につきましては、目標値には届かないものの、策定時及び前年度を上回る46.1%の実績値となっております。今後とも「1130県民運動」の普及と定着に向けて、さまざまな機会を通して、啓発運動・スポーツの機会提供などの取り組みを推進してまいりたいと考えております。

また、取り組み指標の2「国民体育大会総合成績」につきましては、岐阜国体の成績が37位と、前年度を下回ってはおりますが、当年度目安値であります30位台を達成することができました。

以上のように、取り組み指標の達成度に一部おくれがあることから、23ページの中央にありますように、この取り組み事項の評価は「概ね順調のB」となっております。

続きまして、24ページをごらんください。

取り組み事項3-3「文化の振興による心豊かなくらしの環境づくり」であります。

ここでは、鑑賞や学習、創作などを行う機会の提供、地域の特色ある文化財・文化資源の保護、継承などを実施することとしております。

実施内容の取り組み状況につきましては、全て順調に進んでおります。

取り組み指標「日頃から文化に親しむ県民の割合」につきましては、県立美術館や博物館などによる芸術に触れる機会の提供や、ホームページ等により芸術文化の魅力を積極的に発信したことから、実績値が47.1%と当年度目安値を上回っております。

以上のことから、25ページの中央にありますように、この取り組み事項の評価はAとしております。

以上がプログラム3の取り組み事項ごとの評価の概要となります。

恐れ入りますが、この資料の7ページにお戻りをいただきたいと思っております。

各個別評価シートごとの評価である「取組事項の進捗度」及び「取組指標の達成度」を点数化して、一覧にしております。

表の下にありますように、取り組み事項の進捗度の平均点数が2.9点、取り組み指標の達成度の平均点数が2.8点となっております。

最後に、6ページの総括評価シートをごらんください。

このプログラムの総括的な評価の結果をまとめてあります。

このプログラムには、ごらんとおり7つの重点指標を設定してありまして、指標達成度の平均は、左下の太枠で囲んであります外部評価にありますように2.7点となっております。これに、先ほど7ページで説明いたしました取り組み事項の進捗度の平均点2.9点と、取り組み指標達成度の平均点2.8点を総合的に勘案し、教育委員会が所管するこのプログラムにつきましては、「Aの順調」であるとの評価をいただきました。

説明は以上であります。

○田口委員長 ありがとうございます。

○谷口学校政策課長 常任委員会資料にお戻りいただきまして、3ページをお願いいたします。

3ページのほうに、全国高等学校総合文化祭の結果について御報告を申し上げます。

ことしは、長崎県の15の市町におきまして、7月の31日から行われました。本県からは336名、28校の生徒が参加したところでございます。

その表の真ん中の表で示しておりますのが、競技形式で行われた部門でございまして、一番下の表で示しておりますのが、参加をしてフェスティバル形式で行われた競技ということになります。

入賞者といたしましては、ゴシックで示しておりますが、書道部門で、文化庁長官賞奨励賞というのを宮崎商業の中原さんが受賞いたしました。これは全国第2位という快挙でございました。同じく書道部門で、特別賞を五ヶ瀬の上杉さんが受賞いたしました。写真部門で、第4席読売新聞社賞優秀賞を富島高校の前田さん、弁論部門で、優良賞を五ヶ瀬の内田さんが、それぞれ受賞いたしました。

以上、4名の者が入賞いたしまして、このように本県の高校生は文化面でも大いに活躍をしてくれたところでございます。

報告は以上でございますが、あしたから、今年度は宮崎県の高等学校総合文化祭が日南市と串間市と都城市を会場で行われます。また、どうぞよろしく願いをいたします。

報告は以上でございます。

**○早日渡教職員課長** 引き続き、資料の4ページをお願いいたします。

平成25年度実施の教員採用試験の問題ミスについてでございます。

今回の採用試験における問題の作成ミスにつきましては、担当しております教職員課としまして大変重く受けとめております。また、受験者や関係者の皆様に対し、大変申しわけなく思っております。

では、まず「1 試験問題のミスの概要」でございまして。

今回、9つの受験区分で13問のミス、その中で全員正解としたものは5問でございました。ミスの内容につきましては、問題文の表記誤り

などによるものです。

次に、「2 試験問題のチェック体制」につきましては、問題作成者や問題点検者、事務局職員が、そこに示しております①から③の3つの工程を3回繰り返して、最終原稿を作成いたしました。

また、印刷段階におきまして、印刷業者に原稿を持ち込む前と印刷後に、事務局職員で点検を行いました。

次に、「3 試験問題ミスの原因」につきましては、昨年度と比べ、試験問題の点検人員及び回数をふやし、チェックの視点も示してまいりましたが、ミスの具体例等の情報共有が十分できていなかったことや、誤字、脱字、表記誤りなどの基本的な内容の点検が十分でなかったことなどが考えられます。

今後、問題作成者や問題点検者に実施しましたアンケート調査をもとに、発生原因の具体的な分析を行うこととしております。

最後に、「4 再発防止策」につきましては、今後、ミスの発生原因の分析結果や他県の状況等を踏まえまして、総合的な対策の検討を行い、再発防止の一層の徹底を図っていくこととしております。

具体的な検討事項案といたしましては、①問題点検のためのチェックマニュアルにつきましては、中身をさらに充実させたものを作成し、点検方法の改善を行います。

②ミスの具体例等に係る情報共有やチェックの徹底を図るための会議、研修会等を、問題作成・点検の各段階において小まめに開催をいたします。

③問題作成・点検のための十分な体制及び時間を確保していきます。

以上の内容を中心に、今後検討を重ねていき

まして、二度とこのような事態が生じないように再発防止に向けて努めてまいります。

説明は以上でございます。

**○日高スポーツ振興課長** 引き続き、資料の5ページをごらんください。

まず初めに、北部九州ブロックで開催されました全国高等学校総合体育大会の結果について御報告いたします。

団体の部では、小林秀峰高等学校新体操部の準優勝を初め、全体で5競技5種目が入賞を果たしました。

個人の部につきましては、宮崎学園高等学校の伊地知千奈さんが陸上競技女子砲丸投げで2位の成績をおさめました。また、カヌー競技で、宮崎大宮高等学校が男子スプリント・カナディアンフォア200メートルで2位、宮崎商業高等学校が女子スプリント・カヤックフォア200メートルで2位に入っております。

全体では、カヌー競技の7種目、ウエイトリフティング競技の3種目など、7競技延べ19種目で入賞を果たしております。

下の参考資料にありますように、平成25年度は、団体、個人ともに優勝がなく、全体の入賞者数も24と昨年度を下回る結果となりました。

今月末から東京で開催されます国民体育大会で、ぜひ雪辱を果たしてくれるものと信じているところであります。

続きまして、資料の6ページをお開きください。

既に御承知のとおりですが、第95回全国高等学校野球選手権記念大会において、延岡学園高等学校が本県勢初の決勝に進出し、惜しくも優勝は逃しましたが、準優勝という快挙を達成してくれました。

知事や教育長も甲子園へ応援に駆けつけられ、

準優勝の瞬間を見届けられました。延岡学園の選手の皆さんが見せてくれた粘り強さ、諦めない姿勢、常に全力でプレーする闘志あふれる姿に、多くの県民が感動とともに、勇気、元氣をいただいたことと思っております。

近いうちに、本県球児が、悲願である深紅の優勝旗を持ち帰ってくれることを願っております。

次に、東海ブロックで開催されました全国中学校体育大会の結果についてでございます。資料の7ページをごらんください。

団体の結果は、生目南中学校男子バドミントン部と、西階中学校男子ソフトテニス部がともに5位に入るなど、2競技2種目が入賞を果たしました。

個人では、柔道競技の女子個人48キログラム級で、小林中学校の溝口愛歌さんが2位、陸上競技の女子400メートルリレーで、本郷中学校が3位に入るなど、計4競技5種目で入賞を果たしております。

高校生同様、中学生についても、本年度は全国大会での優勝がなく、合計入賞数7と昨年度を下回る結果となっております。

また、資料には掲載しておりませんが、8月16日から18日まで東京で開催されました弓道のJOCジュニアオリンピックカップ第10回全国中学生大会において、唐瀬原中学校の木代采花さんが女子個人で見事優勝を果たしております。また、団体においても、妻中学校の女子が準優勝をしております。

以上のように、本年度は、高等学校、中学校ともに例年を下回る結果となりましたが、各学校の指導者の熱心な指導と生徒たちの頑張りをたたえたいと思います。猛暑の中で本当によく健闘してくれたものと考えております。

また、県の施策である競技力向上推進校の指定、トップアスリート育成事業など、本県の少年競技力の向上への対策を充実させ、今後、さらに少年競技力の向上と各学校への支援に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○田口委員長** ありがとうございます。説明が終了いたしました。

その他の報告事項についての質疑はありませんか。

**○重松委員** ありがとうございます。本当に素晴らしい体育大会と全国野球、また中学校大会の奮闘だったと思います。

野球とかは県予選からもテレビ放映等がしっかりあるんですけども、ほかの競技にも、同じようにはやっぱりできないでしょうけども、少なくともこういう入賞者の人たちを顕彰するというか褒めるためにも、ダイジェスト版で編集したものを放映したりとか、また、いろんな形で紙面等で紹介する方法とかはとられてらっしゃるのでしょうか。

**○日高スポーツ振興課長** 日ごろからマスコミに対しては競技結果等を、大会が終わったらすぐ報道のほうに投げ込みをしております。注目の競技等については、ぜひ取材に来ていただきたいということで報告しております。そういった関係で、いろんな形で数多く、新聞、テレビ等で報道はしていただいているのではないかと考えております。

**○重松委員** と思うんですけど、なかなか私たちも、まだ目にしてなかったなというふうに反省もしてるんですけども。こういう全国2位、3位とか、素晴らしい成績を持ってらっしゃる方、どしどし紹介をしていただきたいなというふうに思いまして、よろしく願いいたします。

**○田口委員長** ほかにありませんか。

**○松村委員** 全国高校総合体育大会の成績の中で、一般質問等で宮崎県の高校スポーツはすごいといって教育長が答えられた中に、ゴルフとか何かありますよねとかいう話とかありましたよね。あれは、この高校総体の種目じゃないんでしょうね。何か、そういう種目じゃないけども、子供たちが学校でやってるってところが、結構そっちのほうが話題になったりもするんで、そちらは何ていうんですかね、同じようなベースで何かしていただくと、僕らもすごいなっていうのがわかったりしますし、あと高文祭関係でも、規模は少ないんですけども、短歌甲子園とか何かあったりして、地元ではああいいうほうが載ってたりして。私も、宮商の子供が私のめいっ子だったりして個人的には見てましたけど。だから、そういうのも評価の中に入れていただくといいなと。たまたま、これは高校総体の結果っていうやつの御報告でしょうけど。そういうのをトータルですると、県内の子供たちも頑張ってるねっていうのが一緒にわかるかなという感じがしました。もし、よろしければ。

**○谷口学校政策課長** ありがとうございます。ぜひ次の機会に、その他のいろんな競技で活躍した子供たちについても御報告を申し上げていきたいと思っておりますので、ありがとうございました。

**○日高スポーツ振興課長** 先ほど、中学校のJOCオリンピックとか、あと馬術等もそういった競技がありまして、本県は全国制覇もしておりますので、そういった全国大会で活躍した場合は、いろんな形でまた御報告させていただこうと思っております。

また、委員が御指摘のように、未普及競技について、そういった中学校、高校の部活動に

ない競技に本県はずっと力を入れておりますので、そういった部活動が国体等で今現在、活躍しつつありますので、今後一層そういった未普及競技の支援に努めてまいりたいというふうに思っております。

○松村委員 また、地元のことで申しわけないですけど。この間、中学校のラグビー、何か途中で中止というか、途中で終わりましたけど、雨か何かで。7位ということ、全国で。高鍋西中の子でしたけど。これもまた、全国中学校体育大会とは、あれはまた違うんでしょうね。そういうこともあわせて、またよろしく広めてください。

○徳重委員 こういう質問はどうかなとは思ったんですけど、優秀なチームが優勝する、今回は優勝したいんだというような意識の中で、部活の体罰というか、そういったものが私の知る範囲内でも若干聞こえたりはするんですが、宮崎県においてそういうような予備的になっていうか、そういううわさじゃないにしても、何かそういった事例があったもんかどうか、ここ二、三年のうちに。今もうほとんどないと、100%ないと断言できるかどうかはわかりませんが、感じられていることがあったら教えていただくとありがたいと。

○今村学校支援監 なかなか難しい問題で、ニュース等でも全国的な状況が報じられています。昨年の緊急調査におきましても、本県でも部活動を含めて92件の体罰があったというのが明らかになっておるところでございます。県の教育委員会といたしましても、いろんな場面、部活動だけではなくて、授業の場面も全て含めまして、本県から体罰を一掃したいというふうに取り組みを今、進めているところでございますけれども、往々にして、そういうことがまだ報告

があるというのも事実でございますので、さらに取り組みを進めながら、きちんとした指導ができるように私たちも努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○徳重委員 そういった行為が行われないように通知をすとか、校長会等々でお話しすとかじゃなくて、やはり具体的な例としてそういう事例が発生はしておるわけですから、それをもとにした関係の、何か一つ事が起これば、その教科なり、あるいは部活なり、そういった関係者を全部集めるというぐらいの、やはり厳しいものがあっていいんじゃないかな。その学校だけを注意すとかいうんじゃないで、宮崎県全体の集団指導体制ちゅうんか、宮崎はこんなにしっかり体罰については厳正な指導をしているんだというものがあっていいんじゃないかなと、こうも思ったところですが、いかがでしょうかね。

○今村学校支援監 お話にありましたように、私もそういった事例も含めて、例えば体罰ゼロの学校づくりなどといった、指導資料の中にこんな例がありましたという例も含めて紹介をさせていただいたり、こんな指導をすれば、体罰なくして、うまく指導がいつてますよという成功事例も含めて紹介もさせていただいています。

今後、委員のおっしゃいましたように、そういったことがあれば緊急に集めるなどのことも含めて、また検討してまいりたいというふうに思っています。

○徳重委員 お願いします。

○田口委員長 ほかにございますか。よろしいですか。いいですか。これ、もうよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 じゃあ、これで終了いたします。

それでは次に、請願の審査に移ります。

まず、継続請願、請願第26号について、委員から質疑はありませんか。いいですか。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 じゃあ、質疑を終了いたします。

それでは次に、継続請願、請願第27号について、委員から質疑はありませんか。いいですか。じゃ、これもいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、その他で何かありませんか。

○中村委員 冒頭、ちょっとおくれたんですが、冒頭おくれた原因が、中野議員につかまりまして、放してくれなかったのでおくれたわけですが。この新聞の中で、実教出版っていうのがあるんですよ、今、出版会社で。これは、本県は、ここを採用して、この実教出版なる会社から教科書をとっておられるのでしょうか。

○谷口学校政策課長 高等学校におきましては、昨年度は何校か採用しておりました。今年度につきましては、今、学校から出てきておりまして、それを審査して決定するという流れでございます。

○中村委員 ここに実教出版の歴史教科書ということで、高校日本史Aと高校日本史Bで、国旗掲揚、国歌斉唱について、一部の自治体で公務員への強制の動きがあると記述、東京都教委や神奈川県教委は、学校側に採択の対象としてふさわしくないことを伝達し、両都県で採用した高校はなかったということで。例えば国歌とか国旗とか、そういったことに異議を唱える出版社というのが、果たして日本国のためにいい

のかどうか。そういう会社というものは、やっぱり排除すべきじゃないかと思うんですが、我が県でそういうのを採用してるのであれば、非常に問題じゃないかと思うんですが、その教科書をちょっと見せていただきたいですね。来年4月にそれを採用されるかどうかわかりませんが、採用される学校の真意を聞くのも必要だし、そして、今まで、こういう歴史教科書日本史A・Bというのを、一回、見せていただきたいですよ、どういうことを書いてるか。こういう教科書に関する問題については、生徒に非常に影響を与えて、日本の国旗、国歌に重きを置かないような子供を育てたらいけないと思うんですよ。何かありましたら。

○谷口学校政策課長 教科書の検定につきましては、国の一定の基準に基づいた検定を通過するというところで。文部科学省の検定といいますのは、教育基本法ですとか学習指導要領の趣旨が反映されているということで検定を通過しておりますので、一応そういう形だろうと県としても認識しております。

ただ、あとは学校のそれぞれの教育目標とか、教科の目標とか、生徒の実態に応じて、その教科書が本当に適切かということに関しまして学校で十分検討いたしましたのを、県のほうで採択理由書とか全部集めまして審査をいたしまして決定するという流れで、慎重に決めておりますので。また、委員がおっしゃいました実教の教科書につきましては、また後ほどごらんいただきますけれども、十分それぞれの学校の生徒の状況に応じて、特に高校の場合はですけど、判断をしておりますので、また御報告申し上げます。

○中村委員 時間もありますから、ちょっとこの新聞を読んでみたいと思うんですが。県教育

委員長が辞意表明と書いてあって、「埼玉、実教出版教科書採択、考え方据わらず」とこう書いてあるんですが、学習指導要領で指導を義務づけられた国旗掲揚と国歌斉唱について、強制と記した実教出版の歴史教科書を埼玉県の高校8校が、来年度使用する教科書として採択した問題で、同県教育委員会の清水松代委員長は、19日、定例会で、不本意な発言があり責任を感じています。委員長の任を辞したいと述べ、退席したというようなことで、採択するについての決定は正しかったと確信してるとおっしゃってるんですね。この歴史教科書を採択するのが正しかったと言ってらっしゃるということについて、我が宮崎県に、もしそういう教育委員会や教育長がおられたら、我々も、真っ向から反対せざるを得ないという気がするんですよね。だから、そういうことのないように、やっぱり指導してもらわないといけないんじゃないかと思うんですね。

日本の国民で、日本の国旗、あるいは国歌を軽んじるということがあっていいものかどうか、非常に疑問ですよね。こういう教科書の出版会社を採用すること自体が、私はおかしいと思う。この件について、さっきの高校日本史Aと高校日本史Bを見せていただきたいと思います。

もう一つ、いいですか。韓国が小学生に発行している教科書の中で、日本に対していろいろと問題の多いことを指導しているということをよく耳にしますが、そういう教科書を、例えば県教委あたりでも読まれたりされたことはあるんでしょうか。

**○谷口学校政策課長** 韓国の教科書を直接見たことはございませんが、報道等で、そういう記述があるということは存じ上げております。

**○中村委員** 今、非常に国際関係が、中国、韓

国あるいは北朝鮮、名前を言っていないのかどうか分かりませんが、近隣諸国と余りうまくいってない。それはやっぱり、僕は教育というのが非常に大きな影響を与えると思うんですね。だから、我々も韓国が小学生に対して、あるいは中学生に対して、どんな日本の教育をされてるのかというのは非常に興味がある。であれば、私は韓国語はわかりませんが、韓国の教科書を取り寄せて、やっぱり我々を見る必要があるんじゃないかと思うんですね。でないと、韓国から来た人に、あれは違いますよとか、日本というのはこういう国ですよというのがわからないじゃないですか。だから、私はやっぱり今思うのに、韓国あるいは中国の教科書を取り寄せられるものなら取り寄せて、そして中国語、韓国語がわかる人が、日本についてこういうことが書いてありますということ、我々に、この文教委員会ぐらいには示してほしいなと思うんですよ。いかがでしょうか。

**○谷口学校政策課長** ありがとうございます。日本の子供たちも韓国の子供たちと接する機会も多うございますので、やはりそれぞれの国でどういう指導をなされてるかということは非常に大切だと思いますので、御指摘いただきましたように、韓国の教科書につきましても、ちょっとこちらで研究させていただきたいというふうに思います。

**○中村委員** 韓国の教科書、中国の教科書というのは手に入るんですか。

**○谷口学校政策課長** 手に入るように努力したいと思います。

**○花岡人権同和教育室長** 従軍慰安婦という問題を人権教育という視点からちょっと捉えて、韓国の慶尚南道教育監名で、8月13日付で、文部科学省ですとか首相、それから各都道府県教

育長などに送られてきたものがあります。2種類ありまして、一つは、韓国の元従軍慰安婦である女性キム・ボクドクという方の証言をもとに記録した「私を忘れないで」というタイトルの書籍、もう一つは、同タイトルの指導学習資料集というふうになっております。

人権同和教育室が扱っているものの中に、人権教育は「人権教育及び人権啓発に関する法律」ということによりまして、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならないとされておりますので、慎重に検討する必要があると考えておりますが、国が策定した「人権教育啓発に関する基本計画」の中には、人権課題として従軍慰安婦の問題は示されておりませんことから、現在のところ、韓国より送付された資料の活用は考えていないというところでありまして、人権教育の立場からとして、そういうことであります。

**○中村委員** 今ここで従軍慰安婦がどうだったこうだったのを議論する必要はないんですが。日本側から言わせると、そういったことはあり得なかったと。ただ、向こうがそういうことを商売にしながら参入したことはあっただろうというようなことがありますよね。だから、それはどちらが正しいか正しくないかじゃなくて、我々日本人として、日本がそういうことやったことはないと言ってるわけですから。詳しく言うと、もう長くなりますが。ある新聞社の記者がそういうことをでっち上げたとか、あるいはいろんな説があるんですが、私も大分詳しく読んでみたんですけども。我々は日本におる者として、日本人がそういうことをずっとやったということを諸外国にどんどんやっていますからね、今。やっぱりそういうことのないように、我々も負けないように、そういうことはなかったん

だということをちゃんと訴えていかないと、日本人はそういうことだったのかと諸外国から言われますよね。だから、非常にまずいなと思ってるんですが。

一回、先ほど申し上げましたように、本が手に入るんだったら我々も研究して、やっぱり韓国の人たちもいい人がいっぱいいますから、日本ってこういう国ですよということを教えてあげないと、それがずっと末代まで続いていったら大変なことになると思うんですね。だから、我々はそういう勉強や研究もしなくちゃいけないと思ってるもんですから、ぜひお願いしたいと。こういうふうに思います。

**○田口委員長** その他何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田口委員長** それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時9分休憩

---

午前11時14分再開

**○田口委員長** 委員会を再開いたします。

採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うこととなっておりますので、24日に採決を行うこととし、再開時刻を1時半としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田口委員長** それでは、そのように決定いたします。

その他何かありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田口委員長** それでは、以上をもちまして、

平成25年 9月20日(金)

本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時15分散会

平成25年 9 月 24 日 (火曜日)

---

午後 1 時 28 分再開

---

出席委員 (7 人)

委 員 長	田 口 雄 二
副 委 員 長	二 見 康 之
委 員	福 田 作 弥
委 員	中 村 幸 一
委 員	松 村 悟 郎
委 員	重 松 幸 次 郎
委 員	徳 重 忠 夫

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

---

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	鬼 川 真 治
政 策 調 査 課 主 幹	牧 浩 一

---

○田口委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第 1 号、第 4 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 号、第 4 号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

まず、請願第 26 号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 29 分休憩

---

午後 1 時 29 分再開

○田口委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、お諮りいたします。

請願第 26 号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田口委員長 挙手全員でございますので、よって、請願第 26 号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第 27 号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

休憩いたします。

午後 1 時 30 分休憩

---

午後 1 時 30 分再開

○田口委員長 再開いたします。

それでは、お諮りいたします。

請願第 27 号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田口委員長 挙手全員によりまして、請願第 27 号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議ありませんので、その旨、議長に申し出ることにいたします。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

休憩いたします。

午後1時31分休憩

---

午後1時32分再開

○田口委員長 それでは、委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのようにいたします。

休憩いたします。

午後1時33分休憩

---

午後1時36分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

その他で何かありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、何もありませんので、以上で委員会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後1時36分閉会



署 名

文教警察企業常任委員会委員長 田 口 雄 二

